

公的年金の周知度に関するインターネット調査： 調査の概要および主要な調査結果等

高山 憲之

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構・理事長

一橋大学名誉教授

【 記 事 情 報 】

掲載誌：年金研究 No.16 pp. 1-67 ISSN 2189-969X

オンライン掲載日：2021年7月15日

掲載ホームページ：<https://www.nensoken.or.jp/publication/nenkinkenkyu/>

論文受理日：2021年6月17日 論文採択日：2021年7月6日

DOI：http://doi.org/10.20739/nenkinkenkyu.16.0_1

要旨

- ・日本では公的年金制度に何歳まで加入する義務があるかという設問に対して、「64歳まで」と回答した人が全体（30～59歳の男女）の8割近くに達しており、制度を誤解していた人が圧倒的に多かった。
 - ・上記以外に、老齢年金を受給するために拠出することが必要となる保険料の最低納付年数は何年か、老齢年金の繰り上げ受給に伴う給付減額は何歳まで行われるか等、年金制度のイロハに相当する基本的内容についても、誤解していた人や「分からない」と回答した人が少なくなかった。
 - ・公的年金に関する知識の伝達手段として今後、期待が大きいのは「ねんきん定期便」である。それを、年金に関連する各種情報の集約場所として最大限に活用してはどうか。
 - ・年金情報の提供手段として利用価値が高い媒体は世代によって異なる。現時点における中高年世代はTVの積極的活用を依然として望んでいる一方、若年世代は利用時間や距離に制約がなく、最新情報を得やすいインターネット（ねんきんネットを含む）や、コミュニケーションのツールとして使うことができるSNSへの期待が大きい。
 - ・年金加入者が最も知りたがっているのは、加入者本人にカスタマイズされた年金コンテンツである。自分が受給できる年金月額はどの位になるのか、そして、その金額をもっと増やす具体的方法は何か。この点に関する年金計算のシミュレーターを開発する必要性は大きい。
 - ・年金広報では、分かりやすさ優先の情報提供を要望する声が多い。
 - ・年金制度の具体的内容、あるいは、その周知方法等が改められた場合、その旨を可能なかぎり速やかに加入者・受給者に伝達する必要がある。
-

1 本論文の構成

本論文では、2021年6月初旬に実施された「公的年金の周知度に関するインターネット調査」を取りあげ、その概要や主要な調査結果を紹介するとともに、新たに判明したことをめぐって、若干の考察を試みる。

まず、次節で調査の概要を述べる。第3節では主な調査結果を解説する。第4節では考察結果を、いくつか論述する。第5節では残された課題に言及する。

2 調査の概要

2.1 調査の内容・目的

本調査では、公的年金制度の具体的内容が一般の人びと（年金専門家以外）に、どこまで理解されているのかを調べ（パートA）、併せて、ねんきん定期便の開封・保管・利用状況、年金知識の情報源、年金理解が難しい理由、年金関係者への要望事項等を、インターネットを通じて質問している（パートB）。その調査目的は、公的年金に関する制度内容の現段階における周知度を知り、その周知度アップのために何が求められているのか、を探ることにあつた。

パートAは24の設問（すべて3択問題）で構成されていた。すなわち、各設問の内容が、(1)正しい、(2)間違っている、(3)分からない、のいずれであるかを選択させる問題である。全体として、「(1)正しい」が正解となる設問が12問（50%）、「(2)間違っている」が正解となる設問が12問（50%）、それぞれ用意されていた。一方、パートBは5つの設問（うち1問は自由回答）を含んでいた。なお、アンケート調査への参加意欲を高めるため、パートAの各設問に対する正解一覧が、参考表（パートC）として調査票の中に加えられていた（詳細は後掲の資料1「調査票」を参照されたい）。

年金制度に関する具体的内容の周知度を高めるための検討は、最近では2019年の2月に厚生労働省年金局に設けられた年金広報検討会で精力的に進められている（直近の2021年7月1日までに開催された検討会は11回）。その検討主体は年金情報の出し手（サプライサイド）である。一方、本調査は、年金情報の受け手（デマンドサイド）を対象にした調査であり、年金制度の加入者に着目している点に特徴がある。いわば、加入者目線から見た制度内容の理解度や、年金情報提供に関する改善要望等を調べている。¹

2.2 調査対象者、回収目標サンプル数等

調査対象者は、インターネット調査会社の調査モニターとして登録されている男女（日本全国の居住者）のうち、2021年5月1日時点で30～59歳の人であつた。

有効回答の回収目標サンプル数：1200サンプル

¹ 内閣府大臣官房政府広報室「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」（2018年11月調査）は、公的年金についての広報関連項目を、いくつか調べていた。具体的には、①制度の仕組みや役割についての認識度合、②制度の情報源、③制度に関して知りたいこと、④制度に対する理解を広げるために必要な方策など、に関する設問である。個別面接調査であり、18歳以上の日本人を対象とする調査（有効回答数は2919人）。調査方法や有効回答数等に多少の違いがあるものの、本論文で考察する調査は、この世論調査と類似する部分が少なくない。

30～44 歳の男女、各 300 サンプル

45～59 歳の男女、各 300 サンプル

本調査の配信サンプル数は 3675 サンプルであり、回収サンプル数は 1336 サンプル（回収率は 36.4%）、うち有効サンプル数は 1286 サンプルであった。本論文では、この 1286 サンプルを用いて調査結果を報告する。なお、配信に際して、サンプルの地域別割付等はしなかった。有効回答の男女別年齢別サンプル数は以下のとおりであった。

30～44 歳 男性 308、女性 335

45～59 歳 男性 318、女性 325

本調査の実施期間は 2021 年 6 月 2 日、3 日の 2 日間。なお、スクリーニング（SC）調査を同年 5 月 26 日から 27 日にかけて実施している。

3. 調査結果の概要

調査結果（SC 調査とパート A）の詳細は後掲の資料 2「男女別年齢階層別の集計結果（Row %）」に示したとおりである。本節では、まず、その概要から説明する。

3.1 スクリーニング調査：集計サンプルの特性

まず、有効回答者の内訳をみると、男女別では女性の割合が若干ながら高い（51%強。資料 2 の SC1）。男性の場合、40～44 歳層のサンプル比率が相対的に高く、女性の場合は 40～49 歳層のそれが比較的高かった。一方、サンプルの構成割合が相対的に低かったのは、30～34 歳層（特に男性）であり、55～59 歳層の女性も、その割合が相対的に低かった（SC2）。

次に、全体として有配偶率は 56%である一方、未婚率は 37%弱となっていた。未婚率は年齢の高い人ほど低くなるものの、45～59 歳層の未婚率は男性 34%強、女性 21%弱であった。日本全体の未婚率（国勢調査に基づく推計値）と比べると、多少とはいえ、いずれも高めである（SC3）。また、子どもがいた人は全体として 45%強にとどまり、子なしの人の方が多かった（54%強。SC4）。

本人月収（2021 年 4 月分）をみると、男性の場合、20 万円以上 50 万円未満の人が過半数を占めていた。一方、女性の場合、月収なしを含む 1 万円未満の人が最多であり、全体として 37%強となっていた。ただし、30～44 歳層の女性は、月収 20 万円以上 50 万円未満の人が比較的多く（26%弱）、10 万円以上 20 万円未満の人でも 20%強を占めていた。45～59 歳層の女性は、月収 1 万円以上 10 万円未満、10 万円以上 20 万円未満の人が、それぞれ 19%強と、比較的多かった（SC5）。

このような月収分布は、それぞれの主な職業と少なからず関連しているように思われる。すなわち、男性は正規の給与所得者が 4 分の 3 前後を占めていた一方、女性の場合、30～44 歳層の 25%強、45～59 歳層の 37%強が専業主婦であった。また、女性の 22%前後は短時間勤務（週 30 時間未満）の給与所得者であり、30～44 歳層だけに限定すると、女性の 41%弱が正規の給与所得者であった。いずれにせよ、男女とも給与所得者が多数派を構成していた（SC6）。

3.2 本調査：パート A

正解率が高い設問も、いくつかあったが、基本的事項に関する設問で間違えた人も少なくなかった。さらに、「分からない」という回答が最多となった設問も全体の 3 分の 1 (8 問) を占めていた (表 1)。

正解者数が回答者の 6 割以上となった設問は 8 問、あった。具体的には、日本には 2 つの年金制度がある (設問 2、正解率 91%強)、保険料納付が年金受給の基本条件 (設問 3、89%)、子どもなしでも老齢年金は受給可 (設問 11、81%強)、厚生年金保険料は労使折半負担 (設問 21、75%)、3 種類の年金給付 (設問 7、73%弱)、請求しないと年金は受給不可 (設問 9、65%弱)、老齢年金に関する受給開始年齢の選択幅 (設問 15、63%弱)、年金受給は 2 ヶ月に 1 回、年 6 回払い (設問 6、61%) など。

他方、正解率が 30%未満の設問は 10 問に及んでいた。すなわち、第 3 号被保険者の届け先 (設問 4、正解率 10%)、何歳まで加入する義務があるか (設問 1、14%強)、通勤手当の取扱い (設問 22、17%強)、在職年金の減額要件 (設問 17、18%弱)、遺族年金の受給期間 (30 歳未満の妻) (設問 19、22%弱)、保険料の最低納付年数 (設問 10、26%弱)、給付の繰上げ減額は亡くなるまで続くか (設問 13、27%弱)、など。特殊かつ専門的な設問 (常時 5 人以上の従業員を雇っている個人事業主の保険料負担 (設問 23、正解率 11%弱)、雇用期間 2 ヶ月の契約社員は厚生年金に加入する義務があるか (設問 5、20%弱)、40 年加入被用者の所得代替率は皆、60%程度であり、過去賃金の多寡では変わらないか (設問 14、27%弱))、も予想されたこととは言え、正解率が低かった。²

正解者が少なかった設問には、まず、誤解者が最多となった設問が 3 つ、あった。設問 1 (誤解率 78%弱)、設問 4 (62%弱)、設問 22 (47%弱)、の 3 問である。その中でも設問 1 は、何歳まで加入する義務があるか、という制度のイロハに相当する問いであり、この設問に対する誤解者は回答者全体の 8 割近くに達していた。³ 次に、「分からない」という回答が回答者の過半数を占めていた設問も 4 つ、あった (設問 8、12、14、18)。いずれも具体的計数に関する設問である。さらに、「分からない」という回答が回答者の 40%前後を占め、かつ誤解者が回答者全体の 35%程度になっていた設問も少なくなかった (設問 5、10、13、17、19)。

なお、設問別の正解率をみると、男女間の違いは総じて小さかった。年齢階層別の違いも大差なかった。男女間で正解率が 10%ポイント前後、差があったのは、設問 8、14、18 のみであり、いずれも男性の方が女性よりも正解率が高かった。一方、加齢に伴って、正解率は上昇していた (例外は設問 22。ただし、45 歳前後の差は微小であった)。45 歳前後で、その差が 10%ポイント程度あるいは 10%ポイント以上あったのは、設問 6、9、15、16、20、21、24、の 7 問である (図 1、図 2)。

² この点もあり、24 問全問の正解者は皆無であった。

³ 国民多数派の感覚は今や、老齢年金の受給開始は 65 歳であり、その直前までは年金制度に加入する義務がある、というものではないか。加入義務を 60 歳直前まで、としている現行制度は、このような感覚に必ずしもマッチしておらず、時代遅れとなっているように思えてならない。

表 1 設問別の 3 択分布状況 (Row %) および正解率一覧

| 設問番号 | 設問の内容 | サンプル数 | 正しい | 間違っている | わからない | 正解率、% |
|------|---|-------|------|--------|-------|-------|
| 1 | 日本国内に住所のある人は原則として 20 歳から 64 歳まで日本の公的年金に加入する義務がある。 | 1286 | 77.6 | 14.2 | 8.2 | 14.2 |
| 2 | 日本の年金制度には、給与所得者が加入する厚生年金と、自営業者などが加入する国民年金がある。 | 1286 | 91.1 | 5.8 | 3.1 | 91.1 |
| 3 | 年金保険料を支払わないと、年金給付を受けることは原則、できない。(専業主婦など第 3 号の人や、保険料納付を当局から免除されている人などは、この限りではない) | 1286 | 89.0 | 5.6 | 5.4 | 89.0 |
| 4 | 60 歳未満で会社を退職した本人が退職後、正社員として給与を稼いでいる配偶者の被扶養者になる場合、その旨を最寄りの市役所または町村役場に届け出る必要がある。 | 1286 | 61.9 | 10.0 | 28.1 | 10.0 |
| 5 | 雇用期間が 2 ヶ月に限定された契約社員が雇用期間中に週 40 時間勤務しても、厚生年金に加入する義務はない。 | 1286 | 19.7 | 38.9 | 41.4 | 19.7 |
| 6 | 年金保険料は毎月納付が原則である一方、年金給付も毎月(年 12 回)支払われる。 | 1286 | 22.5 | 61.0 | 16.6 | 61.0 |
| 7 | 公的年金の給付には、老齢年金、障害年金、遺族年金がある。 | 1286 | 72.6 | 6.2 | 21.2 | 72.6 |
| 8 | 年金制度への加入期間が 40 年ある人の場合、65 歳から受給し始める老齢基礎年金の額は現在、月額で約 6 万 5000 円である。 | 1286 | 34.4 | 10.9 | 54.7 | 34.4 |
| 9 | 年金給付は、受給要件を満たしても、請求をしなければ、支払われない。 | 1286 | 64.9 | 13.5 | 21.5 | 64.9 |
| 10 | 老齢年金は、保険料納付期間が 25 年以上ないと、受給することができない。 | 1286 | 34.8 | 25.9 | 39.3 | 25.9 |
| 11 | 老齢になっても子どものいない人には、年金給付は支給されない。 | 1286 | 4.6 | 81.2 | 14.2 | 81.2 |
| 12 | 老齢年金の受給開始年齢に到達した場合、受給対象となる給付は、本人の誕生日の翌月分からである。ただし、各月 1 日生まれの人は誕生日分からである。 | 1286 | 33.9 | 9.5 | 56.6 | 33.9 |
| 13 | 老齢年金は希望すれば 60 歳からでも受給可能である(ただし減額つき)。この給付減額は 64 歳までに限定されており、65 歳以降については、給付は減額されない。 | 1286 | 36.5 | 26.9 | 36.5 | 26.9 |
| 14 | サラリーマンを 40 年間経験した人が 65 歳から受給する老齢年金月額(本人分。基礎年金込み)は、本人が過去に稼いだ賃金月額(平均値)の 60%程度となっている。 | 1286 | 18.0 | 26.6 | 55.4 | 26.6 |
| 15 | 老齢年金は、実際には 60~70 歳の間で、自らの判断で受給開始時期を自由に選択することができる。ただし、65 歳より早くすれば給付月額は減額、遅くすれば増額。 | 1286 | 62.7 | 7.5 | 29.8 | 62.7 |
| 16 | 老齢厚生年金を受給しながら給与を稼ぎつづけると、年金と給与の額次第で、その人の老齢厚生年金は減額されたり、支給が停止されたりすることがある。 | 1286 | 53.2 | 12.6 | 34.2 | 53.2 |
| 17 | 在職者に対する老齢厚生年金が減額される際に考慮されるのは、賃金月額だけではない。事業収入や資産収入(地代・家賃・株式配当など)の多寡も考慮される。 | 1286 | 34.1 | 17.5 | 48.4 | 17.5 |
| 18 | 受給開始時期を 70 歳にすると、65 歳受給開始に比べ、老齢年金額は 42%増額される。ただし、在職に伴う給付減額分または支給停止分は繰下げ増額の対象とはならない。 | 1286 | 31.8 | 11.4 | 56.8 | 31.8 |
| 19 | 厚生年金の加入者または受給者であった夫が死亡した場合、その妻には子どもがいなくても、また、妻の年齢が 30 歳未満であっても、遺族年金が生涯にわたって支給される。 | 1286 | 36.4 | 21.6 | 42.0 | 21.6 |
| 20 | 遺族年金の受給権を有する成人女性の場合、再婚すると、彼女は遺族年金の受給権を失う。 | 1286 | 47.4 | 11.1 | 41.5 | 47.4 |
| 21 | 給与所得者が加入する厚生年金の保険料は、本人と会社(事業主)が折半負担している。 | 1286 | 74.8 | 5.7 | 19.5 | 74.8 |
| 22 | 勤務先から支給された通勤手当は厚生年金保険料の賦課対象とはなっていない。 | 1286 | 46.7 | 17.3 | 36.0 | 17.3 |
| 23 | 常時 5 人以上の従業員を雇っている雇い主が法人経営者でなく個人事業主である場合、その個人事業主も従業員と同様、厚生年金の保険料を支払う義務がある。 | 1286 | 45.5 | 10.7 | 43.9 | 10.7 |
| 24 | 20 歳以上で、健康保険制度では被扶養者として扱われ、自らの健康保険料の支払いを求められない人は、年金制度でも、本人分の年金保険料を支払う義務はない。 | 1286 | 17.7 | 47.7 | 34.6 | 47.7 |

図1 設問別正解率（%、男女別）

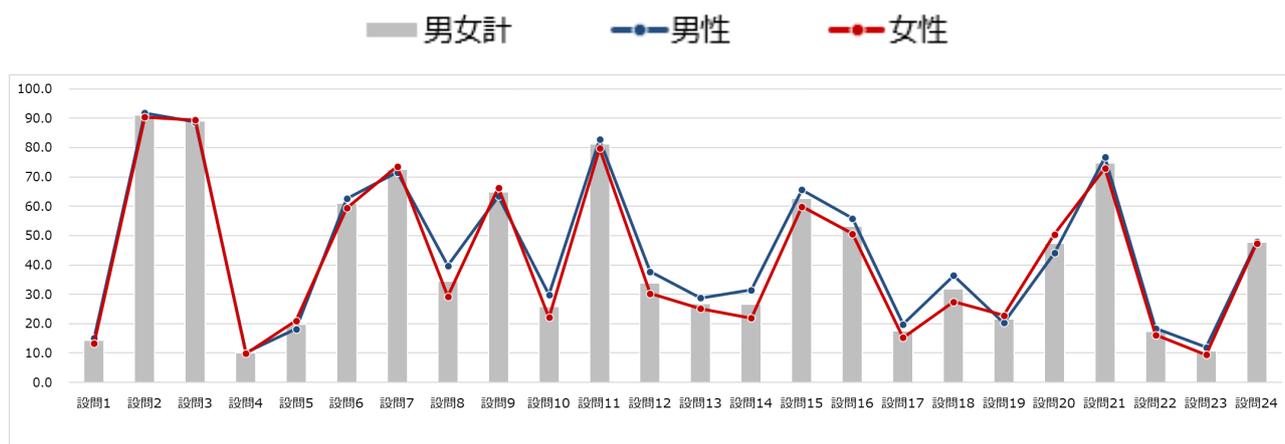
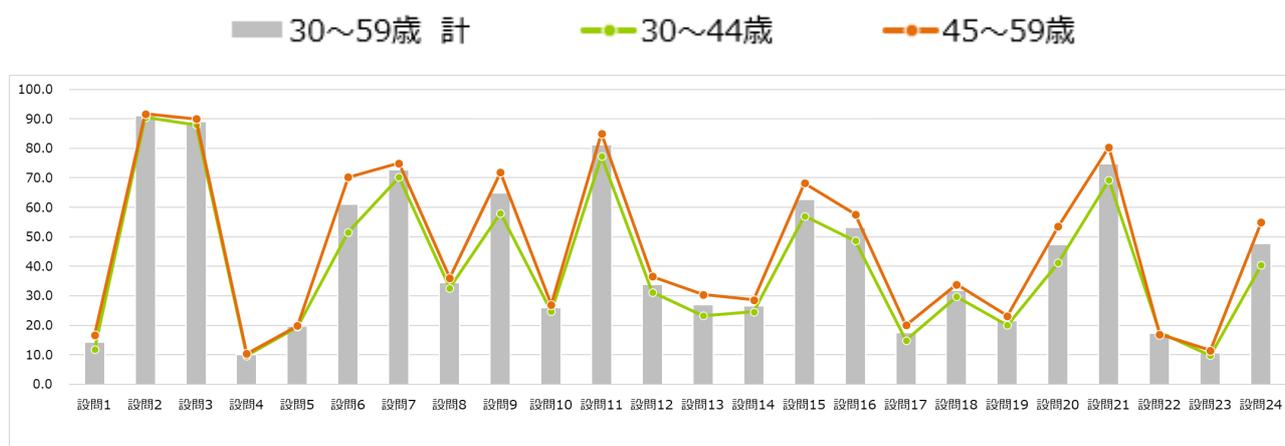


図2 設問別正解率（%、年齢階層別）



3.3 本調査：パートB

まず、ねんきん定期便の開封・保管状況については、回答者全体の8割あまりが開封しており、また、全体の6割強が保管していた。他方、ねんきん定期便を知らない（あるいは見たことがない）人も11%弱、いた（図3）。さらに、開封経験のある回答者に対して、定期便の記載内容について質問したところ、その内容を詳細に精査している人は19%弱にとどまり、文面に一度は目を通してはいるものの、そのすべての内容を精査することはしていない人が大半（4分の3近く）を占めていた（図4）。開封・保管状況については、回答者割合に男女別の違いは殆んど無かったものの、45歳前後でみると、若干の違いがあった。他方、定期便の内容を精査している人は男性の方が女性より若干ながら多く、また、精査している人の割合は加齢に伴って少しずつ上昇していた。

図3 ねんきん定期便の開封・保管状況

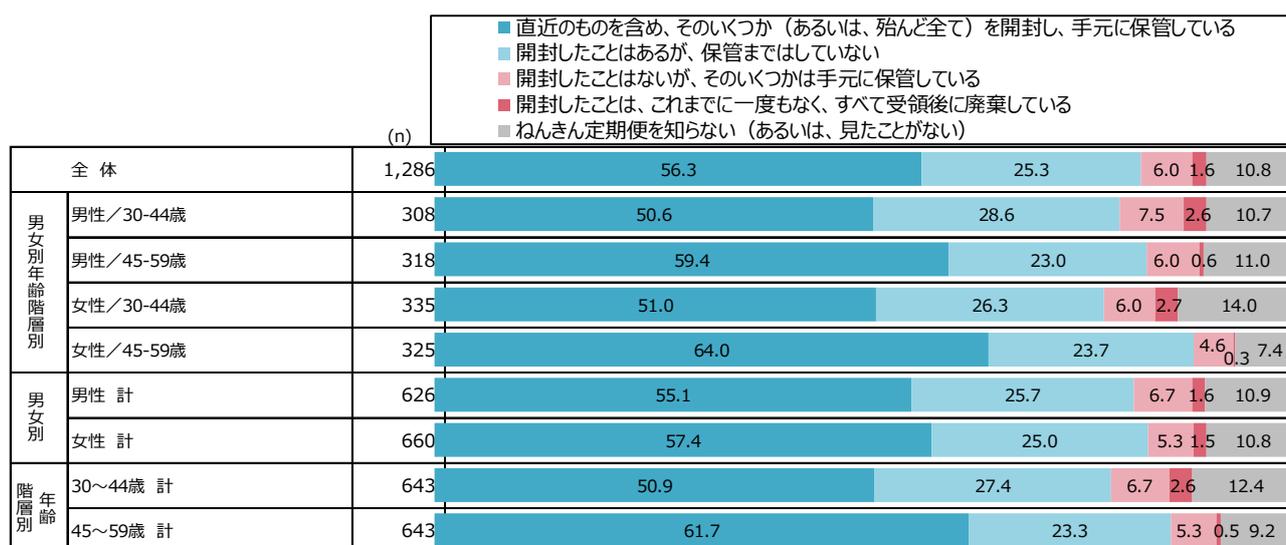
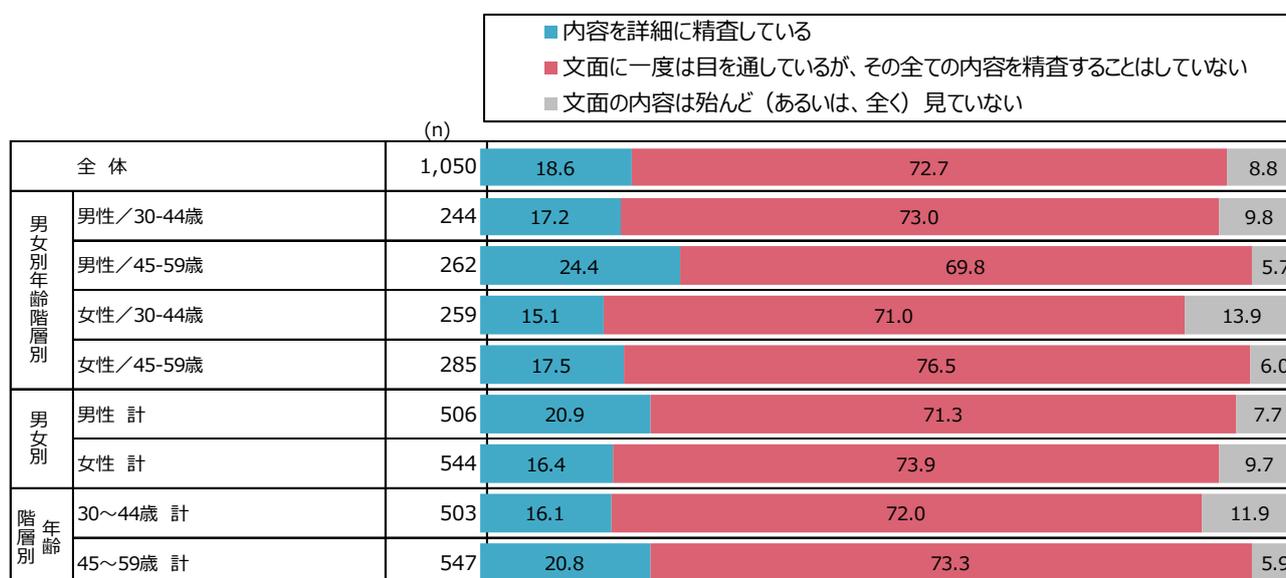


図4 ねんきん定期便の記載内容を精査しているか



次に、年金知識の入手先として最も多かったのは、ねんきん定期便であった（回答者全体の4割近くが利用中。45～59歳層の女性の場合、その利用率は5割を超えていた。例外は30～44歳層の男性のみであり、彼らはGoogle等の検索サイトに「知りたいことについての質問」を打ち込む、が最多であった）。次いで多かったのはGoogle等の検索サイトを利用する人であり、全体の3割弱に及んでいた。厚生労働省や日本年金機構など、政府機関の年金関連ウェブサイトは3番目に利用者が多かった（全体の23%強）ものの、この順番は期待を裏切る結果であったと言えないだろうか。なお、年金知識をどこからも入手していない人が回答者全体の28%弱、いた。とくに、30～44歳層の女性の場合、その割合は40%近くに達していた（表2）。

パート B の最後に質問したのは、正しい年金理解を進めるために年金関係者にしてほしいこと（具体的要望）は何か、という問いであった（自由記入）。その男女別年齢別（1歳刻み、若い人から）回答は後掲の資料 3 に整理したとおりである。無記入や「分からない」等の回答も、それなりにあったが、6割近い 764 人（有効サンプル全体の 59%）が具体的回答を寄せていた。

以下では、回答の中で注目に値すると思われる主要な要望を、8つだけ列挙する。

- ① 加入者目線（お役所目線ではない）に立った、日常用語を使った（専門用語や法律用語ではない、分かりやすい）、簡潔な（長い文章ではない）説明
- ② 加入者本人用にカスタマイズされた（自分の年金がどうなるかに関する）情報：チェックボックスや YES/NO を用いて簡単に診断ができるアプリの提供
- ③ 動画（1本2分以内、50～100本）、YouTube、SNS、アニメ、マンガ、図表等の積極的活用
- ④ 小冊子・リーフレット・ブックレット・ガイドブック・年金辞書等の配布（たとえば、年金手帳配布時、定期便への同封、病院の閲覧コーナーなど。あるいは、小冊子等の中身を見るための QR コードを、ねんきん定期便に掲載する）
- ⑤ TV における常設コーナーの設置（1回10分程度。夕方のニュース番組や情報番組など）
- ⑥ 中高生段階での必須科目化（まず、遺族年金や障害年金の説明から始める）
- ⑦ 電話相談コーナーの充実
- ⑧ 手続が必要な該当者 1 人ひとりに対するプッシュ方式に基づく通知

4 若干の考察

本節では、今回の調査で新たに判明したことを整理し、その含意を述べる。

まず第 1 に、公的年金の基本的内容であっても、誤解している人や「分からない」と回答した人が少なくなかった。公的年金に何歳まで加入する義務があるか（設問 1）、通勤手当は年金保険料の徴収対象となっているか（設問 22）、第 3 号被保険者としての届け出先はどこか（設問 4）、老齢年金を受給するために必要な保険料の最低納付年数は何年か（設問 10）、老齢年金を 65 歳以前から受給しはじめた場合、給付減額は何歳まで行われるか（設問 13）、給与所得者として働きながら老齢年金を受給する場合、財産収入や事業収入が多いと、老齢年金の受給額は減額されるか（または支給停止となるか。設問 17）。夫に先立たれた 30 歳未満の妻は遺族年金を生涯にわたって受給できるか（設問 19）、などがその例である（無論、公的年金の基本的内容を正確に理解している人が多かった設問も、いくつかあった）。この点は、今後、公的年金制度に関する正しい理解を広げていくことに、年金関係者が従来にも増して取りくむ必要性が高いことを示唆している。

第 2 に、公的年金に関する知識の伝達手段として今後の期待が大きい媒体の 1 つは「ねんきん定期便」である⁴（2018 年に実施された世論調査によると、公的年金制度の情報源として最も多く利用されていたのは TV であったが、その調査では「ねんきん定期便」を選択肢の 1 つとして記載していなかった）。ねんきん定期便は年 1 回ずつ、6000 万件超が

⁴ 特に、若い人向けには「年金ネット」の利用価値が高くなるだろう。

公的年金の加入者に届けられている。この、繰り返えし届く、という特性を最大限に活用してほしい。これが、今回におけるアンケート回答者からの強い要望ではないのか。年金に関連する各種情報の集約場所として「ねんきん定期便」のあり方を抜本的に見直し、必要に応じて各種情報へのリンクを貼ったり、関連情報の QR コードを掲載したりすることを、是非とも検討してほしい。なお、繰り返えし行われる情報提供という点では、TVにおいて年金番組の定期放映コーナーを設置することに対する要望も大きいのではないかと。さらに、「ねんきん定期便」を送付する際には、年金制度に関するリーフレットや小冊子・ガイドブック等を同封することも、検討に値すると思われる。参考にすべき年金資料が常に手元にある。そのことの意義は少なくないだろう。

第3に、年金加入者が最も知りたいのは、一般的な年金知識では必ずしもなく、加入者本人にカスタマイズされた年金情報である。具体的には、自分の受給できる年金月額はどの位になるのか、そして、その金額をもっと増やすための具体的な手段として何があるのか、という2つのコンテンツではないだろうか。無論、年金受給に到るまでのライフコースは各人各様であり、皆、違っている。その点に、きめ細かく対応した（利用者が各種の計算条件を web ページ上で入力・設定できる）年金受給額計算のシミュレーターを今後、開発する必要性は大きい。⁵

第4に、政府機関の年金関連ウェブサイトは従来、正確な情報の提供を何よりも重視していたのではないだろうか。結果的に、「分かりやすさ」が軽視されてきたきらいがあった。今回の調査において、年金知識の情報源として活用頻度が1番ではなかった主な理由は、この点にあったと思われる。しかし、今回調査の回答をみるかぎり、何よりも「分かりやすさ」優先の情報提供を求める加入者が圧倒的に多かった。専門用語や法律用語の使用を極力避け、あくまでも加入者目線に立脚して、日常用語のみで、簡潔に制度の内容や手続きを説明してほしいと、要望しているのである。ただ、「分かりやすさ」と「正確さ」を両立させることは決して容易ではない。あるいは、それらを簡潔に（短めの文章で）説明するためには、かなりの力量が必要となる。なお、今回のアンケート調査によると、「知りたい情報が、どこにあるのか見つけにくい」という声も少なくなかった。これらの2点を今後、徹底的に改善するよう、年金行政担当者をお願いしたい。⁶

第5に、制度の改正内容や広報手段の抜本的見直し等が年金制度の加入者・受給者に広く伝達され、理解されるまでの時間については、それを可能なかぎり短縮する必要がある。今、年金広報に求められているのは、「分かりやすさ」「正確さ」だけでなく、「迅速さ（スピード）」もある。ちなみに、今回調査の回答者のうち、「年金ポータル」や年金広報検討会の「年金広報の現状と今後の検討課題」を事前に閲覧したことがある人は、それほど多くなかったのではないかと。秀逸かつ分かりやすいサイトを開発することと、そのサイトを速やかに国民周知のものとするのは、別次元の問題である。ただ、どうやったら、間髪を入れずに、できるだけ多くの人に注目してもらえるのか。そのために有効な手段を見つ

⁵ 年金広報検討会の第11回資料（2021年7月1日）によると、政府は現在、「ねんきんネット」にバナーを貼った「年金簡易試算 web アプリ」を2022年4月から運用する方向で鋭意、準備を進めている。

⁶ これらの点を踏まえ、厚生労働省は2019年4月に「わたしとみんなの年金ポータル」（いわゆる「年金ポータル」）をウェブページに開設した。年金について知っておきたいことが、すぐに探せるサイトである。「探してわかる」「見てわかる」「読んでわかる」をキャッチフレーズにした、従来とは全く異なる斬新なコーナー。

けることは容易でないだろう（なお、サイトの情報が炎上しないように、最大限の注意を事前に払う必要がある）。⁷

5 残された課題

今後に残された主要な課題は4つあり、以下のとおりである。

まず第1に、予算に制約があったのか、今回の調査では調査対象を30～59歳層の男女、1200人強にしぼりこみ、かつ、インターネット調査としている。調査サンプルにおける歪みを、可能なかぎり小さくするためには、サンプル数を格段に増やし、かつ、サンプル割りつけの段階で、直近の国勢調査等における人口分布を参考にする必要がある。くわえて、今回は年金受給者を事実上、調査対象外としている。年金受給者についても、年金制度の具体的内容（特に給付関連の事項）を、どの程度まで理解しているのか。それを調査する必要があることは、言うまでもない。さらに、高所得者バイアスがあると言われているインターネット調査ではなく、郵送調査を活用することも、今後の検討課題である。

第2に、各設問の全体的な構成を、どのようにするのか。この点についても、再検討する余地が残っている。制度の基本部分のみに焦点を当てる。これも、1つの考え方である。何を調査したいのか。この点を、まず、徹底的に突きつめる。その上で、突きつめた結果に沿った具体的設問を、体系的に用意するのである。

第3に、公的年金制度のコンテンツを誤読していた人は決して少なくなかった。その誤解をもたらした原因を1つひとつ究明する作業も、今後の課題として残されている。実際、公的年金に関する正確な知識を身につけることは、制度加入者にとって容易でなかった恐れがある。

第4に、「有配偶か否か」「子どもの有無」「本人月収の高低」「主な職業」「居住地」などをスクリーニング調査では調べている。それらを説明変数とした回帰分析を、本論文では試みていない（たとえば、正解率の高低等に関して）。そのような分析にも今後、取りくむ必要がある。

【謝辞】

本論文における調査票の設計および（公財）年金シニアプラン総合研究機構における研究会等の席上で、福山圭一、吉野隆之、宇野裕、稲垣誠一、板谷英彦、山本進、坂本純一、三木隆二郎、朝緑尚一、の各氏から多くの有益な助言や適切なコメントを頂戴した。また、富岡亜希子さんからも絶大なご支援・ご協力を賜った。さらに、本論文の基礎になった研究に対して、日本学術振興会から科学研究費補助金による研究助成を受けた（課題番号：19H01496）。記して心より厚くお礼申しあげる次第である。

⁷ 日本年金機構は現在、12種類の通知書類を公的年金の加入者・受給者に送付している。ねんきん定期便（年に1回、年間6400万件弱）、振込通知書（月単位で5400万件強）、国民年金保険料通知書（月間で1800万件強）、特別催告状（月間で900万件弱。国民年金保険料を滞納している人宛の通知。送付回数別に色（青色・黄色・赤色）の異なる封筒に入れられている）等が、その代表例である。通知文面の文字数を削除し、文字サイズを大きくする一方、図を多面的に活用するなど、改善努力を怠っていない。今後とも、そのような努力を続けるとともに、手続きに漏れがないよう、適宜適切な時期に、プッシュ方式で、加入者・受給者の1人ひとりに直接、働きかけてほしい。

参考文献

厚生労働省年金局総務課（2019）「年金広報の現状と今後の検討課題」年金広報検討会、第3回、提出資料5。5月29日。

資料 1：調査票

** 調査の主要目的 **

この調査は、文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金による学術調査であり、一橋大学・国際医療福祉大学・(公財)年金シニアプラン総合研究機構に所属する研究者チームによる調査です。公的年金制度の具体的内容が大多数の(年金専門家ではない)国民にどこまで周知されているのか、を主として調査します。そして、その調査結果に基づいて、国民一人ひとりの年金理解を一段と深める方法を模索し、その具体策を提案することを目的としています。

** 本調査の構成 (パート A、パート B、パート C、の 3 区分) **

- ・パート A：年金制度に関する記述内容の正否・当否：3 択問題（全体で 24 問）。
- ・パート B：定期便関連情報および年金知識の情報源等（全体で 5 問）
- ・パート C：参考表としての正解表

【パート A】 公的年金の制度内容に関する設問

以下の記述（パート A）に関して、その内容の正否または当否を、(1) 正しい、(2) 間違っている、(3) 分からない、のいずれか 1 つを選ぶ（チェックマークをつける）形で、ご回答願います。（すべて 3 択）

なお、本調査（パート A およびパート B 〈但し、パート B の (Q-B5) を除く〉）の全問回答終了者に対して、本調査の末尾（パート C）で、パート A の正解表を表示します。ご参考になれば誠に幸いです。

(Q-A1) 日本国内に住所のある人は原則として 20 歳から 64 歳まで日本の公的年金に加入する義務がある。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A2) 日本の年金制度には、給与所得者が加入する厚生年金と、自営業者などが加入する国民年金がある。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A3) 年金保険料を支払わないと、年金給付を受けることは原則、できない（専業主婦など第 3 号の人や、保険料納付を当局から免除されている人などは、この限りではない）。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A4) 60 歳未満で会社を退職した本人が退職後、正社員として給与を稼いでいる配偶者の被扶養者になる場合、その旨を最寄りの市役所または町村役場に届け出る必要がある。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A5) 雇用期間が 2 ヶ月に限定された契約社員が雇用期間中に週 40 時間勤務しても、厚生年金に加入する義務はない。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A6) 年金保険料は毎月納付が原則である一方、年金給付も毎月（年 12 回）支払われる。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A7) 公的年金の給付には、老齢年金、障害年金、遺族年金がある。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A8) 年金制度への加入期間が 40 年ある人の場合、65 歳から受給し始める老齢基礎年金の額は現在、月額で約 6 万 5000 円である（自営業者等は加入するだけでなく、40 年間の保険料納付が約 6 万 5000 円の受給に必要である）。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A9) 年金給付は、受給要件を満たしても、請求をしなければ、支払われない。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A10) 老齢年金は、保険料納付期間が 25 年以上ないと、受給することができない。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A11) 老齢になっても子どものいない人には、年金給付は支給されない。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A12) 老齢年金の受給開始年齢に到達した場合、受給対象となる給付は、本人の誕生月の翌月分（例えば、5 月 10 日生まれの人は 6 月分）からである。ただし、各月 1 日生まれの人は誕生月分からである。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A13) 老齢年金は希望すれば 60 歳からでも受給可能である（ただし減額つき）。この給付減額は 64 歳までに限定されており、65 歳以降については、給付は減額されない。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A14) サラリーマンを 40 年間経験した人が 65 歳から受給する老齢年金月額（本人分。基礎年金込み）は、本人が過去に稼いだ賃金月額（平均値）の 60%程度となっている。この 60%程度という給付割合は、本人が過去に稼いだ賃金月額（平均値）が高くても低くても、変わらない。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A15) 老齢年金は、実際には60～70（2022年4月からは75）歳の間で、自らの判断で受給開始時期を自由に選択することができる。ただし、その時期を65歳より早くすれば給付月額は減額、遅くすれば増額される。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A16) 老齢厚生年金を受給しながら給与を稼ぎつづけると、年金と給与の額次第で、その人の老齢厚生年金は減額されたり、支給が停止されたりすることがある。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A17) 在職者に対する老齢厚生年金が減額される際に考慮されるのは、賃金月額だけではない。事業収入や資産収入（地代・家賃・株式配当など）の多寡も考慮される。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A18) 受給開始時期を70歳にすると、65歳受給開始に比べ、老齢年金額は42%増額される。ただし、在職に伴う給付減額分または支給停止分は繰下げ増額の対象とはならない。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A19) 厚生年金の加入者または受給者であった夫が死亡した場合、その妻には子どもがいなくても、また、妻の年齢が30歳未満であっても、遺族年金が生涯にわたって支給される。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A20) 遺族年金の受給権を有する成人女性の場合、再婚すると、彼女は遺族年金の受給権を失う。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A21) 給与所得者が加入する厚生年金の保険料は、本人と会社（事業主）が折半負担している。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A22) 勤務先から支給された通勤手当は厚生年金保険料の賦課対象とはなっていない。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A23) 常時 5 人以上の従業員を雇っている雇い主が法人経営者でなく個人事業主である場合、その個人事業主も従業員と同様、厚生年金の保険料を支払う義務がある。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

(Q-A24) 20 歳以上で、健康保険制度では被扶養者として扱われ、自らの健康保険料の支払いを求められない人（学生、無職、家事手伝い等、収入が少なかったり長い時間働いていなかったりした人など）は、年金制度でも、本人分の年金保険料を支払う義務はない。

- (1) 正しい
- (2) 間違っている
- (3) 分からない

【パート B】ねんきん定期便、年金知識の情報源、および年金理解の難しさ等に関する設問

(Q-B1) ねんきん定期便の開封・保管状況について、あなたに当てはまるものを 1 つ、お選びください。

- (1) 直近のものを含め、そのいくつか（あるいは、殆んど全て）を開封し、手元に保管している
- (2) 開封したことはあるが、保管まではしていない
- (3) 開封したことはないが、そのいくつかは手元に保管している
- (4) 開封したことは、これまでに一度もなく、すべて受領後に廃棄している
- (5) ねんきん定期便を知らない（あるいは、見たことがない）

- (Q-B2) Q-B1 で (1) または (2) と回答された方にお伺いします。ねんきん定期便に記載されている内容について、あなたに当てはまるものを1つ、お選びください。
- (1) 内容を詳細に精査している
 - (2) 文面に一度は目を通してはいるが、その全ての内容を精査することはしていない
 - (3) 文面の内容は殆んど（あるいは、全く）見ていない

- (Q-B3) ふだん、年金知識の入手先として利用しているのは、次のうちのどれでしょうか。利用しているものすべての番号にチェックマークをご記入ください。
(複数回答可)

- (1) Google 等の検索サイトに「知りたいことについての質問」を打ち込む
- (2) 厚生労働省や日本年金機構など、政府機関の年金関連ウェブサイト
- (3) 社会保険労務士やフィナンシャル・プランナー等が開設しているウェブサイト
- (4) 年金シニアプラン総合研究機構のウェブサイト
- (5) 年金や社会保険に関連する雑誌・出版社のウェブサイト
- (6) ねんきん定期便
- (7) 年金や社会保険に関連する書籍・単行本
- (8) 新聞記事・週刊誌・月刊誌
- (9) YouTube や TV 番組
- (10) 勤めている会社の研修やセミナー
- (11) 銀行、証券会社、保険会社、郵便局など金融機関が開催するセミナー、教室など
- (12) 祖父母・両親・兄弟・先輩・友人・知人など
- (13) その他（具体的に： _____)
- (14) 年金知識は、どこからも入手していない（この項目にチェックした方は他の項目を選ばません）

- (Q-B4) 「年金は理解するのが難しい」という声を、よく耳にします。その理由として当てはまると思われるものすべての番号にチェックマークをご記入ください。
(複数回答可)

- (1) 年金は自分にとって、まだまだ先の問題だと思うので、興味が持てない
- (2) 年金額を自分で計算しようとしても、計算式は必ずしも簡単ではなく、しかも、計算に必要な資料も少なくない。その結果として、自分では計算できなかった
- (3) 在学中に、まともに年金を勉強する機会は一度もなかった
- (4) 年金に関する特別の案内や特別講義等を受けることはなかった
- (5) 政府が提供する年金情報は網羅的に羅列されているものの、肝心な要点のみに特化した解説は皆無に近かった
- (6) ネット上には年金情報が溢れているが、正しい情報を手短かに、しかも分かりやすく解説しているコーナーが、どこにあるのか不明であった
- (7) 年金制度は改定回数が多く、生年月日によって取り扱いが違っても少なく

ない。自分に

関わる取り扱いが、どこに記述されているかを探すことは容易でなかった

- (8) 年金をめぐる基本的考え方やその変更について、分かりやすく解説している文章が、どこにあるのか不明であった
- (9) その他（具体的に： _____)

(Q-B5) 正しい年金理解を進めるために、年金関係者にしてほしいことのうち、あなたが今、最も望んでいらっしゃることは何でしょうか。積極的、かつ自由に、ご記入ください。（任意回答）

【注意事項1】 次のページ以降には、パート A における設問への正解が示されています。それをご覧になるためには、パート A とパート B の全ての設問 <但し、パート B の (Q-B5) を除く> に回答する必要があります。未回答の設問が残っている場合、元へ戻って回答し、全ての回答を終了なさってください。

【注意事項2】 なお、次のページに進むと、パート A やパート B に戻ることは、できません。

ご協力、ありがとうございました。

次のページへ進む（クリック）

【パート C】 パート A の各設問に対する正解は以下のとおりです。

- (Q-A1) 日本国内に住所のある人は原則として 20 歳から 64 歳まで日本の公的年金に加入する義務がある。
- (2) 間違っている・・・「59 歳まで」です。ただし、雇用されている人は 69 歳まで厚生年金に加入します。
- (Q-A2) 日本の年金制度には、給与所得者が加入する厚生年金と、自営業者などが加入する国民年金がある。
- (1) 正しい
- (Q-A3) 年金保険料を支払わないと、年金給付を受けることは原則、できない（専業主婦など第 3 号の人や、保険料納付を当局から免除されている人などは、この限りではない）。
- (1) 正しい
- (Q-A4) 60 歳未満で会社を退職した本人が退職後、正社員として給与を稼いでいる配偶者の被扶養者になる場合、その旨を最寄りの市役所または町村役場に届け出る必要がある。
- (2) 間違っている・・・市町村役場への届出は不要ですが、配偶者が勤務先に届け出る必要があります。なお、配偶者が正社員ではない場合は、市町村役場への届出が必要です。
- (Q-A5) 雇用期間が 2 ヶ月に限定された契約社員が雇用期間中に週 40 時間勤務しても、厚生年金に加入する義務はない。
- (1) 正しい
- (Q-A6) 年金保険料は毎月納付が原則である一方、年金給付も毎月（年 12 回）支払われる。
- (2) 間違っている・・・偶数月に原則として 2 ヶ月分（年 6 回）支払われます。
- (Q-A7) 公的年金の給付には、老齢年金、障害年金、遺族年金がある。
- (1) 正しい
- (Q-A8) 年金制度への加入期間が 40 年ある人の場合、65 歳から受給する基礎年金の額は現在、月額で約 6 万 5000 円である（自営業者等は加入するだけでなく、40 年間の保険料納付が約 6 万 5000 円の受給に必要である）。
- 正しい

- (Q-A9) 年金給付は、受給要件を満たしても、請求をしなければ、支払われない。
- (1) 正しい
- (Q-A10) 老齢年金は、保険料納付期間が 25 年以上ないと、受給することができない。
- (2) 間違っている・・・「10 年」の保険料納付期間が必要です。ただし、納付期間が短いと、その分、年金額も少なくなります。
- (Q-A11) 老齢になっても子どものいない人には、年金給付は支給されない。
- (2) 間違っている・・・老齢年金は子どもの有無にかかわらず受給できます。
- (Q-A12) 老齢年金の受給開始年齢に到達した場合、受給対象となる給付は、本人の誕生月の翌月分（例えば、5 月 10 日生まれの人は 6 月分）からである。ただし、各月 1 日生まれの人は誕生月分からである。
- (1) 正しい
- (Q-A13) 老齢年金は希望すれば 60 歳からでも受給可能である（ただし減額つき）。この給付減額は 64 歳までに限定されており、65 歳以降については、給付は減額されない。
- (2) 間違っている・・・減額は亡くなるまで続きます。
- (Q-A14) サラリーマンを 40 年間経験した人が 65 歳から受給する老齢年金月額（本人分。基礎年金込み）は、本人が過去に稼いだ賃金月額（平均値）の 60%程度となっている。この 60%程度という給付割合は、本人が過去に稼いだ賃金月額（平均値）が高くても低くても、変わらない。
- (2) 間違っている・・・老齢基礎年金は定額の年金給付ですので、賃金が高かった人の割合は相対的に低く、賃金が低かった人は高くなります。このように基礎年金には所得再分配効果があります。
- (Q-A15) 老齢年金は、実際には 60～70（2022 年 4 月からは 75）歳の間で、自らの判断で受給開始時期を自由に選択することができる。ただし、その時期を 65 歳より早くすれば給付月額は減額、遅くすれば増額される。
- (1) 正しい
- (Q-A16) 老齢厚生年金を受給しながら給与を稼ぎつづけると、年金と給与の額次第では、その人の老齢年金は減額されたり、支給が停止されたりすることがある。
- (1) 正しい

- (Q-A17) 在職者に対する老齢厚生年金が減額される際に考慮されるのは、賃金月額だけではない。事業収入や資産収入（地代・家賃・株式配当など）の多寡も考慮される。
- (2) 間違っている・・・考慮されるのは年金月額と賃金月額（賞与を12で割った額を含みます）です。事業収入や資産収入は考慮されません。
- (Q-A18) 受給開始時期を70歳にすると、65歳受給開始に比べ、老齢年金額は42%増額される。ただし、在職に伴う給付減額分または支給停止分は繰下げ増額の対象とはならない。
- (1) 正しい
- (Q-A19) 厚生年金の加入者または受給者であった夫が死亡した場合、その妻には子どもがいなくても、また、妻の年齢が30歳未満であっても、遺族年金が生涯にわたって支給される。
- (2) 間違っている・・・30歳未満で、かつ子どもいない妻の受給する遺族厚生年金は5年間の有期年金になります。
- (Q-A20) 遺族年金の受給権を有する成人女性の場合、再婚すると、彼女は遺族年金の受給権を失う。
- (1) 正しい
- (Q-A21) 給与所得者が加入する厚生年金の保険料は、本人と会社（事業主）が折半負担している。
- (1) 正しい
- (Q-A22) 勤務先から支給された通勤手当は厚生年金保険料の賦課対象とはなっていない。
- (2) 間違っている・・・名称のいかんを問わず、労働の対価として受け取るすべてのものが賦課対象になります。
- (Q-A23) 常時5人以上の従業員を雇っている雇い主が法人経営者でなく個人事業主である場合、その個人事業主も従業員と同様、厚生年金の保険料を支払う義務がある。
- (2) 間違っている・・・個人事業主は国民年金に加入します。なお、法人経営者で常時勤務する場合は厚生年金に加入します。
- (Q-A24) 20歳以上で、健康保険制度では被扶養者として扱われ、自らの健康保険料の支払いを求められない人（学生、無職、家事手伝い等、収入が少なかったり長い時間働いていなかったりした人など）は、年金制度でも、本人分の年金保険料を支払う義務はない。
- (2) 間違っている・・・学生、無職、家事手伝いの人も国民年金保険料の納付義務を負います。なお、手続きをして納付猶予を受けることは可能です。

以上について、もっとお知りになりたい方は、年金シニアプラン総合研究機構のホームページにある年金FAQs（リンクを張る）をクリックなさり、ご覧ください。

****クリックなさった方の人数を、本調査の報告書に記載する****

資料 2 : 男女別年齢階層別のクロス集計結果 (Row %)

SC1 あなたの性別をお知らせください。(SA)

| | | 該当数 | 男性 | 女性 |
|------------------|-----------|------|-------|-------|
| 全 体 | | 1286 | 48.7 | 51.3 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 100.0 | 0.0 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 0.0 | 100.0 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 100.0 | 0.0 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 0.0 | 100.0 |
| 年齢階層別 年 | 男性 計 | 626 | 100.0 | 0.0 |
| | 女性 計 | 660 | 0.0 | 100.0 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 47.9 | 52.1 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 49.5 | 50.5 |

SC2 あなたの年齢(本年5月1日時点)をお知らせください。(NU)

| | | 該当数 | 30歳 | 35歳 | 40歳 | 45歳 | 50歳 | 55歳 | 平均(歳) |
|------------------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 全 体 | | 1286 | 11.4 | 16.2 | 22.4 | 16.2 | 19.5 | 14.3 | 45.02 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 18.8 | 31.2 | 50.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 38.85 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 26.6 | 33.4 | 40.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 37.63 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 24.8 | 41.8 | 33.3 | 52.49 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 39.7 | 36.3 | 24.0 | 51.17 |
| 年齢階層別 年 | 男性 計 | 626 | 9.3 | 15.3 | 24.6 | 12.6 | 21.2 | 16.9 | 45.78 |
| | 女性 計 | 660 | 13.5 | 17.0 | 20.3 | 19.5 | 17.9 | 11.8 | 44.30 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 22.9 | 32.3 | 44.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 38.22 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 32.3 | 39.0 | 28.6 | 51.82 |

SC3 本年5月1日時点において、あなたは既婚でしたか、未婚でしたか。(SA)

| | | 該当数 | 有配偶者(同居中を含む) | 未婚 | 離婚・死別ないし離婚協 |
|------------------|-----------|------|--------------|------|-------------|
| 全 体 | | 1286 | 56.0 | 36.6 | 7.4 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 46.4 | 49.4 | 4.2 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 51.9 | 42.7 | 5.4 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 56.9 | 34.3 | 8.8 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 68.3 | 20.6 | 11.1 |
| 年齢階層別 年 | 男性 計 | 626 | 51.8 | 41.7 | 6.5 |
| | 女性 計 | 660 | 60.0 | 31.8 | 8.2 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 49.3 | 45.9 | 4.8 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 62.7 | 27.4 | 10.0 |

SC4 本年5月1日時点において、あなたに子どもはいましたか（死別した子どもを除く）。（SA）

| | | 該当数 | いた | いなかった | 中 本人または配偶者が妊娠 |
|---------------------------------|------------|------|------|-------|------------------|
| 全 体 | | 1286 | 45.3 | 54.1 | 0.5 |
| 階 層 別 4 年 区 齢 | 男 性 30-44歳 | 308 | 39.0 | 60.7 | 0.3 |
| | 女 性 30-44歳 | 335 | 38.5 | 60.3 | 1.2 |
| | 男 性 45-59歳 | 318 | 48.1 | 51.6 | 0.3 |
| | 女 性 45-59歳 | 325 | 55.7 | 44.0 | 0.3 |
| 男 女 別 階 層 別 年 | 男 性 計 | 626 | 43.6 | 56.1 | 0.3 |
| | 女 性 計 | 660 | 47.0 | 52.3 | 0.8 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 38.7 | 60.5 | 0.8 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 51.9 | 47.7 | 0.3 |

SC5 あなた本人の月収（本年4月分）は、どの程度でしたか。（SA）

| | | 該当数 | 含 む 1 万 円 未 満 （ 月 収 な し を | 1 万 円 以 上 1 0 万 円 未 満 | 満 1 0 万 円 以 上 2 0 万 円 未 満 | 満 2 0 万 円 以 上 5 0 万 円 未 満 | 未 満 5 0 万 円 以 上 1 0 0 万 円 | 1 0 0 万 円 以 上 |
|---------------------------------|------------|------|---|---|---|---|---|---------------------------------|
| 全 体 | | 1286 | 23.2 | 12.4 | 18.4 | 36.5 | 7.2 | 2.3 |
| 階 層 別 4 年 区 齢 | 男 性 30-44歳 | 308 | 6.8 | 5.8 | 22.1 | 53.9 | 8.4 | 2.9 |
| | 女 性 30-44歳 | 335 | 32.8 | 17.9 | 20.3 | 25.7 | 1.8 | 1.5 |
| | 男 性 45-59歳 | 318 | 9.7 | 5.7 | 11.6 | 51.3 | 17.0 | 4.7 |
| | 女 性 45-59歳 | 325 | 41.8 | 19.4 | 19.4 | 16.9 | 2.2 | 0.3 |
| 男 女 別 階 層 別 年 | 男 性 計 | 626 | 8.3 | 5.8 | 16.8 | 52.6 | 12.8 | 3.8 |
| | 女 性 計 | 660 | 37.3 | 18.6 | 19.8 | 21.4 | 2.0 | 0.9 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 20.4 | 12.1 | 21.2 | 39.2 | 5.0 | 2.2 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 26.0 | 12.6 | 15.6 | 33.9 | 9.5 | 2.5 |

SC6 あなたの主な職業をお知らせください。（SA）

| | | 該当数 | 正 規 （ 週 3 0 時 間 以 上 ） の 給 与 （ 所 得 者 ） | 短 時 間 勤 務 （ 週 3 0 時 間 未 満 ） の 給 与 （ 所 得 者 ） （ パ ー ト ・ ア ル バ イ ト な ど ） | 自 営 業 者 ・ 自 由 業 者 | 無 職 | 専 業 主 婦 （ 主 夫 ） | そ の 他 |
|---------------------------------|------------|------|---|---|---|--------|--------------------------------------|-------------|
| 全 体 | | 1286 | 53.3 | 13.7 | 7.2 | 8.0 | 16.3 | 1.6 |
| 階 層 別 4 年 区 齢 | 男 性 30-44歳 | 308 | 76.6 | 6.2 | 9.7 | 6.2 | 0.0 | 1.3 |
| | 女 性 30-44歳 | 335 | 40.9 | 21.2 | 2.7 | 7.2 | 25.4 | 2.7 |
| | 男 性 45-59歳 | 318 | 70.4 | 4.1 | 12.6 | 10.1 | 1.3 | 1.6 |
| | 女 性 45-59歳 | 325 | 27.1 | 22.5 | 4.0 | 8.6 | 37.2 | 0.6 |
| 男 女 別 階 層 別 年 | 男 性 計 | 626 | 73.5 | 5.1 | 11.2 | 8.1 | 0.6 | 1.4 |
| | 女 性 計 | 660 | 34.1 | 21.8 | 3.3 | 7.9 | 31.2 | 1.7 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 58.0 | 14.0 | 6.1 | 6.7 | 13.2 | 2.0 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 48.5 | 13.4 | 8.2 | 9.3 | 19.4 | 1.1 |

SC7 あなたご自身やあなたのご家族に、次のところにお勤めの方はいらっしゃいますか。 あてはまるものを全てお知らせください。(MA)

| | | 該当数 | 機械 エネルギー・ 素材・産業 | 食品 | 飲料・ 嗜好品 | 薬品・ 医療用品 | 化粧品・ トイレタリー・ リリー | ファッション・ アクセサリー | 精密 機械・事務 用品 | 家電・ AV機器 | 自動車・ 輸送機器 | 家庭 用品 | 趣味・ スポーツ 用品 | 不動産・ 住宅設 備 | 情報・ 通信 | 流通・ 小売業 |
|----------------|-----------|------|-----------------------|-----|------------|-------------|------------------------|-------------------|-------------------|-------------|--------------|----------|-------------------|------------------|-----------|------------|
| 全 体 | | 1286 | 3.7 | 3.3 | 0.9 | 1.6 | 0.5 | 0.9 | 2.5 | 1.8 | 3.5 | 0.5 | 0.4 | 3.8 | 7.1 | 7.9 |
| 階層別 4年 区 | 男性 30-44歳 | 308 | 5.2 | 2.3 | 0.6 | 0.6 | 1.0 | 1.0 | 2.9 | 2.3 | 4.5 | 1.0 | 0.3 | 4.2 | 10.7 | 7.5 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 3.9 | 5.4 | 1.2 | 1.5 | 0.6 | 1.5 | 2.7 | 0.9 | 4.2 | 0.3 | 0.6 | 3.3 | 6.0 | 7.5 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 3.1 | 2.5 | 0.9 | 2.5 | 0.6 | 0.9 | 2.2 | 1.6 | 2.2 | 0.3 | 0.3 | 3.5 | 8.5 | 8.2 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 2.5 | 3.1 | 0.9 | 1.5 | 0.0 | 0.3 | 2.2 | 2.5 | 3.1 | 0.6 | 0.3 | 4.3 | 3.4 | 8.3 |
| 階層別 年 | 男性 計 | 626 | 4.2 | 2.4 | 0.8 | 1.6 | 0.8 | 1.0 | 2.6 | 1.9 | 3.4 | 0.6 | 0.3 | 3.8 | 9.6 | 7.8 |
| | 女性 計 | 660 | 3.2 | 4.2 | 1.1 | 1.5 | 0.3 | 0.9 | 2.4 | 1.7 | 3.6 | 0.5 | 0.5 | 3.8 | 4.7 | 7.9 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 4.5 | 3.9 | 0.9 | 1.1 | 0.8 | 1.2 | 2.8 | 1.6 | 4.4 | 0.6 | 0.5 | 3.7 | 8.2 | 7.5 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 2.8 | 2.8 | 0.9 | 2.0 | 0.3 | 0.6 | 2.2 | 2.0 | 2.6 | 0.5 | 0.3 | 3.9 | 5.9 | 8.2 |

| | | 該当数 | 金融・ 保険 | 交通・ レジャー | 外食・ 各種サー ビス | 官公庁・ 団体 | 教育・ 医療サー ビス・宗 | 係 教育・ 医療サー ビス・宗 | 新聞・ 雑誌・ 広告等 マスコミ 関ラ | マ ーケ ティ ング・ 市場調 | そ の 他 | こ の 中 に あ て は ま る も の |
|----------------|-----------|------|-----------|-------------|-------------------|------------|---------------------|--------------------------|---------------------------------|-----------------------------|-------------|---|
| 全 体 | | 1286 | 5.1 | 2.4 | 5.9 | 6.2 | 11.9 | 0.0 | 0.0 | 19.8 | 24.1 | |
| 階層別 4年 区 | 男性 30-44歳 | 308 | 4.9 | 3.6 | 3.6 | 6.5 | 12.3 | 0.0 | 0.0 | 20.1 | 17.9 | |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 6.3 | 0.9 | 8.7 | 3.9 | 15.2 | 0.0 | 0.0 | 15.2 | 27.5 | |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 3.8 | 3.8 | 5.3 | 6.6 | 9.7 | 0.0 | 0.0 | 21.1 | 23.3 | |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 5.5 | 1.5 | 5.8 | 8.0 | 10.2 | 0.0 | 0.0 | 23.1 | 27.4 | |
| 階層別 年 | 男性 計 | 626 | 4.3 | 3.7 | 4.5 | 6.5 | 11.0 | 0.0 | 0.0 | 20.6 | 20.6 | |
| | 女性 計 | 660 | 5.9 | 1.2 | 7.3 | 5.9 | 12.7 | 0.0 | 0.0 | 19.1 | 27.4 | |
| | 30-44歳 計 | 643 | 5.6 | 2.2 | 6.2 | 5.1 | 13.8 | 0.0 | 0.0 | 17.6 | 22.9 | |
| | 45-59歳 計 | 643 | 4.7 | 2.6 | 5.6 | 7.3 | 10.0 | 0.0 | 0.0 | 22.1 | 25.3 | |

| | | 該当数 | 北海道 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 秋田県 | 山形県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県 |
|------------------|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 全 体 | | 1286 | 4.0 | 0.5 | 0.6 | 1.9 | 0.5 | 0.8 | 1.4 | 1.9 | 1.5 | 0.6 | 6.2 | 5.5 | 17.9 | 9.9 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 3.6 | 0.6 | 0.6 | 1.6 | 0.3 | 1.0 | 1.3 | 2.3 | 1.6 | 0.3 | 5.2 | 4.9 | 23.1 | 9.7 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 4.8 | 0.6 | 0.9 | 2.1 | 0.6 | 0.3 | 2.1 | 0.9 | 1.5 | 0.6 | 4.5 | 5.1 | 14.6 | 9.9 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 4.7 | 0.3 | 0.3 | 2.8 | 0.3 | 1.6 | 0.9 | 2.2 | 1.3 | 0.9 | 6.6 | 6.3 | 20.1 | 8.8 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 3.1 | 0.3 | 0.6 | 0.9 | 0.6 | 0.3 | 1.2 | 2.2 | 1.5 | 0.6 | 8.6 | 5.8 | 14.2 | 11.1 |
| 年齢別 階層別 年 | 男性 計 | 626 | 4.2 | 0.5 | 0.5 | 2.2 | 0.3 | 1.3 | 1.1 | 2.2 | 1.4 | 0.6 | 5.9 | 5.6 | 21.6 | 9.3 |
| | 女性 計 | 660 | 3.9 | 0.5 | 0.8 | 1.5 | 0.6 | 0.3 | 1.7 | 1.5 | 1.5 | 0.6 | 6.5 | 5.5 | 14.4 | 10.5 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 4.2 | 0.6 | 0.8 | 1.9 | 0.5 | 0.6 | 1.7 | 1.6 | 1.6 | 0.5 | 4.8 | 5.0 | 18.7 | 9.8 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 3.9 | 0.3 | 0.5 | 1.9 | 0.5 | 0.9 | 1.1 | 2.2 | 1.4 | 0.8 | 7.6 | 6.1 | 17.1 | 10.0 |

| | | 該当数 | 新潟県 | 富山県 | 石川県 | 福井県 | 山梨県 | 長野県 | 岐阜県 | 静岡県 | 愛知県 | 三重県 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 |
|------------------|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全 体 | | 1286 | 1.5 | 0.4 | 0.9 | 0.5 | 0.1 | 1.0 | 1.1 | 2.0 | 5.8 | 0.7 | 0.9 | 1.4 | 9.1 | 5.1 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 1.9 | 0.0 | 1.0 | 0.6 | 0.0 | 1.6 | 1.0 | 1.9 | 6.2 | 0.3 | 0.3 | 1.3 | 9.7 | 4.9 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 1.2 | 0.9 | 0.9 | 0.6 | 0.0 | 1.5 | 0.6 | 1.5 | 7.5 | 0.9 | 1.2 | 1.5 | 8.7 | 4.8 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 1.6 | 0.3 | 0.6 | 0.6 | 0.3 | 0.3 | 1.6 | 1.6 | 2.8 | 0.0 | 1.3 | 1.3 | 8.5 | 5.0 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 1.2 | 0.3 | 0.9 | 0.3 | 0.0 | 0.6 | 1.2 | 3.1 | 6.5 | 1.5 | 0.6 | 1.5 | 9.5 | 5.5 |
| 年齢別 階層別 年 | 男性 計 | 626 | 1.8 | 0.2 | 0.8 | 0.6 | 0.2 | 1.0 | 1.3 | 1.8 | 4.5 | 0.2 | 0.8 | 1.3 | 9.1 | 5.0 |
| | 女性 計 | 660 | 1.2 | 0.6 | 0.9 | 0.5 | 0.0 | 1.1 | 0.9 | 2.3 | 7.0 | 1.2 | 0.9 | 1.5 | 9.1 | 5.2 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 1.6 | 0.5 | 0.9 | 0.6 | 0.0 | 1.6 | 0.8 | 1.7 | 6.8 | 0.6 | 0.8 | 1.4 | 9.2 | 4.8 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 1.4 | 0.3 | 0.8 | 0.5 | 0.2 | 0.5 | 1.4 | 2.3 | 4.7 | 0.8 | 0.9 | 1.4 | 9.0 | 5.3 |

| | | 該当数 | 奈良県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 | 山口県 | 徳島県 | 香川県 | 愛媛県 | 高知県 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 |
|------------------|-----------|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全 体 | | 1286 | 1.3 | 0.9 | 0.3 | 0.5 | 1.4 | 1.8 | 0.8 | 0.3 | 0.5 | 1.1 | 0.2 | 4.0 | 0.2 | 0.8 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 1.6 | 1.0 | 0.3 | 0.6 | 0.3 | 1.0 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.6 | 0.3 | 2.6 | 0.0 | 1.6 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 1.2 | 1.2 | 0.3 | 0.9 | 1.5 | 2.7 | 0.9 | 0.6 | 0.3 | 1.2 | 0.3 | 6.3 | 0.0 | 0.6 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 1.6 | 0.3 | 0.6 | 0.3 | 1.3 | 1.6 | 1.3 | 0.3 | 0.9 | 1.3 | 0.3 | 3.8 | 0.3 | 0.6 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 0.9 | 0.9 | 0.0 | 0.3 | 2.5 | 1.8 | 0.6 | 0.0 | 0.6 | 1.2 | 0.0 | 3.4 | 0.3 | 0.3 |
| 年齢別 階層別 年 | 男性 計 | 626 | 1.6 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.8 | 1.3 | 0.8 | 0.3 | 0.6 | 1.0 | 0.3 | 3.2 | 0.2 | 1.1 |
| | 女性 計 | 660 | 1.1 | 1.1 | 0.2 | 0.6 | 2.0 | 2.3 | 0.8 | 0.3 | 0.5 | 1.2 | 0.2 | 4.8 | 0.2 | 0.5 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 1.4 | 1.1 | 0.3 | 0.8 | 0.9 | 1.9 | 0.6 | 0.5 | 0.3 | 0.9 | 0.3 | 4.5 | 0.0 | 1.1 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 1.2 | 0.6 | 0.3 | 0.3 | 1.9 | 1.7 | 0.9 | 0.2 | 0.8 | 1.2 | 0.2 | 3.6 | 0.3 | 0.5 |

| | | 該当数 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 | 沖縄県 |
|------------------|-----------|------|-----|-----|-----|------|-----|
| 全 体 | | 1286 | 0.7 | 0.9 | 0.4 | 0.2 | 0.2 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 0.3 | 1.0 | 0.3 | 0.3 | 0.0 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 0.3 | 0.3 | 0.9 | 0.0 | 0.6 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 1.3 | 1.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 0.9 | 1.2 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |
| 年齢別 階層別 年 | 男性 計 | 626 | 0.8 | 1.1 | 0.2 | 0.2 | 0.0 |
| | 女性 計 | 660 | 0.6 | 0.8 | 0.6 | 0.2 | 0.5 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 0.3 | 0.6 | 0.6 | 0.2 | 0.3 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 1.1 | 1.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |

SC9 本調査の趣旨をご理解くださり、参加にご同意いただける場合は、「同意する」をクリックなさってください。(SA)

| | | 該当数 | 同意する | 同意しない |
|------------------|-----------|------|-------|-------|
| 全 体 | | 1286 | 100.0 | 0.0 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 100.0 | 0.0 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 100.0 | 0.0 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 100.0 | 0.0 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 100.0 | 0.0 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 100.0 | 0.0 |
| | 女性 計 | 660 | 100.0 | 0.0 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 100.0 | 0.0 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 100.0 | 0.0 |

QA_1 日本国内に住所のある人は原則として20歳から64歳まで日本の公的年金に加入する義務がある。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | 分からない | (QA 1) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|-----------------------|
| 全 体 | | 1286 | 77.6 | 14.2 | 8.2 | 14.2 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 80.2 | 13.3 | 6.5 | 13.3 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 80.0 | 10.4 | 9.6 | 10.4 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 75.8 | 17.0 | 7.2 | 17.0 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 74.5 | 16.3 | 9.2 | 16.3 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 78.0 | 15.2 | 6.9 | 15.2 |
| | 女性 計 | 660 | 77.3 | 13.3 | 9.4 | 13.3 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 80.1 | 11.8 | 8.1 | 11.8 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 75.1 | 16.6 | 8.2 | 16.6 |

QA_2 日本の年金制度には、給与所得者が加入する厚生年金と、自営業者などが加入する国民年金がある。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | 分からない | (QA 2) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|-----------------------|
| 全 体 | | 1286 | 91.1 | 5.8 | 3.1 | 91.1 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 92.9 | 4.9 | 2.3 | 92.9 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 88.4 | 5.4 | 6.3 | 88.4 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 90.9 | 6.9 | 2.2 | 90.9 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 92.6 | 5.8 | 1.5 | 92.6 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 91.9 | 5.9 | 2.2 | 91.9 |
| | 女性 計 | 660 | 90.5 | 5.6 | 3.9 | 90.5 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 90.5 | 5.1 | 4.4 | 90.5 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 91.8 | 6.4 | 1.9 | 91.8 |

QA_3 年金保険料を支払わないと、年金給付を受けることは原則、できない。（専業主婦など第3号の人や、保険料納付を当局から免除されている人などは、この限りではない）（SA）

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | 分からない | (QA 3) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|--------------|
| 全 体 | | 1286 | 89.0 | 5.6 | 5.4 | 89.0 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 87.7 | 6.5 | 5.8 | 87.7 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 88.4 | 4.5 | 7.2 | 88.4 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 89.6 | 6.3 | 4.1 | 89.6 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 90.5 | 5.2 | 4.3 | 90.5 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 88.7 | 6.4 | 5.0 | 88.7 |
| | 女性 計 | 660 | 89.4 | 4.8 | 5.8 | 89.4 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 88.0 | 5.4 | 6.5 | 88.0 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 90.0 | 5.8 | 4.2 | 90.0 |

QA_4 60歳未満で会社を退職した本人が退職後、正社員として給与を稼いでいる配偶者の被扶養者になる場合、その旨を最寄りの市役所または町村役場に届け出る必要がある。（SA）

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 4) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|--------------|
| 全 体 | | 1286 | 61.9 | 10.0 | 28.1 | 10.0 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 61.0 | 11.4 | 27.6 | 11.4 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 60.3 | 8.1 | 31.6 | 8.1 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 65.1 | 9.1 | 25.8 | 9.1 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 61.2 | 11.7 | 27.1 | 11.7 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 63.1 | 10.2 | 26.7 | 10.2 |
| | 女性 計 | 660 | 60.8 | 9.8 | 29.4 | 9.8 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 60.7 | 9.6 | 29.7 | 9.6 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 63.1 | 10.4 | 26.4 | 10.4 |

QA_5 雇用期間が2ヶ月に限定された契約社員が雇用期間中に週40時間勤務しても、厚生年金に加入する義務はない。（SA）

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 5) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|--------------|
| 全 体 | | 1286 | 19.7 | 38.9 | 41.4 | 19.7 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 18.2 | 39.0 | 42.9 | 18.2 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 20.6 | 34.6 | 44.8 | 20.6 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 18.2 | 48.1 | 33.6 | 18.2 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 21.5 | 34.2 | 44.3 | 21.5 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 18.2 | 43.6 | 38.2 | 18.2 |
| | 女性 計 | 660 | 21.1 | 34.4 | 44.5 | 21.1 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 19.4 | 36.7 | 43.9 | 19.4 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 19.9 | 41.1 | 39.0 | 19.9 |

QA_6 年金保険料は毎月納付が原則である一方、年金給付も毎月（年12回）支払われる。（SA）

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 6) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|------------|
| 全 体 | | 1286 | 22.5 | 61.0 | 16.6 | 61.0 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 29.5 | 52.9 | 17.5 | 52.9 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 26.6 | 50.4 | 23.0 | 50.4 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 15.4 | 72.0 | 12.6 | 72.0 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 18.5 | 68.6 | 12.9 | 68.6 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 22.4 | 62.6 | 15.0 | 62.6 |
| | 女性 計 | 660 | 22.6 | 59.4 | 18.0 | 59.4 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 28.0 | 51.6 | 20.4 | 51.6 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 17.0 | 70.3 | 12.8 | 70.3 |

QA_7 公的年金の給付には、老齢年金、障害年金、遺族年金がある。（SA）

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 7) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|------------|
| 全 体 | | 1286 | 72.6 | 6.2 | 21.2 | 72.6 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 70.1 | 8.1 | 21.8 | 70.1 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 70.4 | 5.4 | 24.2 | 70.4 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 73.0 | 6.6 | 20.4 | 73.0 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 76.9 | 4.9 | 18.2 | 76.9 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 71.6 | 7.3 | 21.1 | 71.6 |
| | 女性 計 | 660 | 73.6 | 5.2 | 21.2 | 73.6 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 70.3 | 6.7 | 23.0 | 70.3 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 75.0 | 5.8 | 19.3 | 75.0 |

QA_8 年金制度への加入期間が40年ある人の場合、65歳から受給し始める老齢基礎年金の額は現在、月額で約6万5000円である。（SA）

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 8) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|------------|
| 全 体 | | 1286 | 34.4 | 10.9 | 54.7 | 34.4 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 37.3 | 12.3 | 50.3 | 37.3 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 28.4 | 9.0 | 62.7 | 28.4 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 42.1 | 11.9 | 45.9 | 42.1 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 30.2 | 10.5 | 59.4 | 30.2 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 39.8 | 12.1 | 48.1 | 39.8 |
| | 女性 計 | 660 | 29.2 | 9.7 | 61.1 | 29.2 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 32.7 | 10.6 | 56.8 | 32.7 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 36.1 | 11.2 | 52.7 | 36.1 |

QA_9 年金給付は、受給要件を満たしても、請求をしなければ、支払われない。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 9) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|------------|
| 全 体 | | 1286 | 64.9 | 13.5 | 21.5 | 64.9 |
| 階層別 4年 区 齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 56.2 | 19.2 | 24.7 | 56.2 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 59.7 | 13.4 | 26.9 | 59.7 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 70.4 | 13.8 | 15.7 | 70.4 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 73.2 | 8.0 | 18.8 | 73.2 |
| 階層別 年 | 男性 計 | 626 | 63.4 | 16.5 | 20.1 | 63.4 |
| | 女性 計 | 660 | 66.4 | 10.8 | 22.9 | 66.4 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 58.0 | 16.2 | 25.8 | 58.0 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 71.9 | 10.9 | 17.3 | 71.9 |

QA_10 老齢年金は、保険料納付期間が25年以上ないと、受給することができない。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 10) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|-------------|
| 全 体 | | 1286 | 34.8 | 25.9 | 39.3 | 25.9 |
| 階層別 4年 区 齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 31.5 | 28.6 | 39.9 | 28.6 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 34.3 | 21.2 | 44.5 | 21.2 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 35.2 | 31.1 | 33.6 | 31.1 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 37.8 | 23.1 | 39.1 | 23.1 |
| 階層別 年 | 男性 計 | 626 | 33.4 | 29.9 | 36.7 | 29.9 |
| | 女性 計 | 660 | 36.1 | 22.1 | 41.8 | 22.1 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 33.0 | 24.7 | 42.3 | 24.7 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 36.5 | 27.1 | 36.4 | 27.1 |

QA_11 老齢になっても子どものいない人には、年金給付は支給されない。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 11) 正解率 |
|------------------|-----------|------|-----|--------|-------|-------------|
| 全 体 | | 1286 | 4.6 | 81.2 | 14.2 | 81.2 |
| 階層別 4年 区 齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 7.5 | 78.6 | 14.0 | 78.6 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 5.7 | 76.1 | 18.2 | 76.1 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 1.9 | 86.8 | 11.3 | 86.8 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 3.4 | 83.4 | 13.2 | 83.4 |
| 階層別 年 | 男性 計 | 626 | 4.6 | 82.7 | 12.6 | 82.7 |
| | 女性 計 | 660 | 4.5 | 79.7 | 15.8 | 79.7 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 6.5 | 77.3 | 16.2 | 77.3 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 2.6 | 85.1 | 12.3 | 85.1 |

QA_1_2 老齢年金の受給開始年齢に到達した場合、受給対象となる給付は、本人の誕生月の翌月分からである。ただし、各月1日生まれの人は誕生月分からである。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA_1_2) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|--------------|
| 全 体 | | 1286 | 33.9 | 9.5 | 56.6 | 33.9 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 33.4 | 10.4 | 56.2 | 33.4 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 29.3 | 9.0 | 61.8 | 29.3 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 41.8 | 9.4 | 48.7 | 41.8 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 31.4 | 9.2 | 59.4 | 31.4 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 37.7 | 9.9 | 52.4 | 37.7 |
| | 女性 計 | 660 | 30.3 | 9.1 | 60.6 | 30.3 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 31.3 | 9.6 | 59.1 | 31.3 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 36.5 | 9.3 | 54.1 | 36.5 |

QA_1_3 老齢年金は希望すれば60歳からでも受給可能である(ただし減額つき)。この給付減額は64歳までに限定されており、65歳以降については、給付は減額されない。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA_1_3) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|--------------|
| 全 体 | | 1286 | 36.5 | 26.9 | 36.5 | 26.9 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 37.0 | 25.0 | 38.0 | 25.0 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 35.8 | 21.8 | 42.4 | 21.8 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 39.6 | 32.4 | 28.0 | 32.4 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 33.8 | 28.6 | 37.5 | 28.6 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 38.3 | 28.8 | 32.9 | 28.8 |
| | 女性 計 | 660 | 34.8 | 25.2 | 40.0 | 25.2 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 36.4 | 23.3 | 40.3 | 23.3 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 36.7 | 30.5 | 32.8 | 30.5 |

QA_1_4 サラリーマンを40年間経験した人が65歳から受給する老齢年金月額(本人分。基礎年金込み)は、本人が過去に稼いだ賃金月額(平均値)の60%程度となっている。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA_1_4) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|--------------|
| 全 体 | | 1286 | 18.0 | 26.6 | 55.4 | 26.6 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 21.1 | 28.6 | 50.3 | 28.6 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 14.6 | 20.9 | 64.5 | 20.9 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 19.5 | 34.3 | 46.2 | 34.3 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 16.9 | 23.1 | 60.0 | 23.1 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 20.3 | 31.5 | 48.2 | 31.5 |
| | 女性 計 | 660 | 15.8 | 22.0 | 62.3 | 22.0 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 17.7 | 24.6 | 57.7 | 24.6 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 18.2 | 28.6 | 53.2 | 28.6 |

QA_15 老齢年金は、実際には60～70歳の間で、自らの判断で受給開始時期を自由に選択することができる。ただし、65歳より早くすれば給付月額は減額、遅くすれば増額。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 15) 正解率 |
|--------------------------------------|------------|------|------|--------|-------|------------------------|
| 全 体 | | 1286 | 62.7 | 7.5 | 29.8 | 62.7 |
| 階 層 分 別 4 年 区 齢 | 男 性 30-44歳 | 308 | 59.4 | 8.1 | 32.5 | 59.4 |
| | 女 性 30-44歳 | 335 | 54.9 | 9.0 | 36.1 | 54.9 |
| | 男 性 45-59歳 | 318 | 71.7 | 6.0 | 22.3 | 71.7 |
| | 女 性 45-59歳 | 325 | 64.9 | 7.1 | 28.0 | 64.9 |
| 男 女 階 層 別 年 | 男 性 計 | 626 | 65.7 | 7.0 | 27.3 | 65.7 |
| | 女 性 計 | 660 | 59.8 | 8.0 | 32.1 | 59.8 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 57.1 | 8.6 | 34.4 | 57.1 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 68.3 | 6.5 | 25.2 | 68.3 |

QA_16 老齢厚生年金を受給しながら給与を稼ぎつづけると、年金と給与の額次第で、その人の老齢厚生年金は減額されたり、支給が停止されたりすることがある。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 16) 正解率 |
|--------------------------------------|------------|------|------|--------|-------|------------------------|
| 全 体 | | 1286 | 53.2 | 12.6 | 34.2 | 53.2 |
| 階 層 分 別 4 年 区 齢 | 男 性 30-44歳 | 308 | 51.0 | 17.9 | 31.2 | 51.0 |
| | 女 性 30-44歳 | 335 | 46.6 | 11.6 | 41.8 | 46.6 |
| | 男 性 45-59歳 | 318 | 60.7 | 11.6 | 27.7 | 60.7 |
| | 女 性 45-59歳 | 325 | 54.8 | 9.5 | 35.7 | 54.8 |
| 男 女 階 層 別 年 | 男 性 計 | 626 | 55.9 | 14.7 | 29.4 | 55.9 |
| | 女 性 計 | 660 | 50.6 | 10.6 | 38.8 | 50.6 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 48.7 | 14.6 | 36.7 | 48.7 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 57.7 | 10.6 | 31.7 | 57.7 |

QA_17 在職者に対する老齢厚生年金が減額される際に考慮されるのは、賃金月額だけではない。事業収入や資産収入(地代・家賃・株式配当など)の多寡も考慮される。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 17) 正解率 |
|--------------------------------------|------------|------|------|--------|-------|------------------------|
| 全 体 | | 1286 | 34.1 | 17.5 | 48.4 | 17.5 |
| 階 層 分 別 4 年 区 齢 | 男 性 30-44歳 | 308 | 36.7 | 17.5 | 45.8 | 17.5 |
| | 女 性 30-44歳 | 335 | 31.9 | 12.5 | 55.5 | 12.5 |
| | 男 性 45-59歳 | 318 | 38.7 | 22.0 | 39.3 | 22.0 |
| | 女 性 45-59歳 | 325 | 29.5 | 18.2 | 52.3 | 18.2 |
| 男 女 階 層 別 年 | 男 性 計 | 626 | 37.7 | 19.8 | 42.5 | 19.8 |
| | 女 性 計 | 660 | 30.8 | 15.3 | 53.9 | 15.3 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 34.2 | 14.9 | 50.9 | 14.9 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 34.1 | 20.1 | 45.9 | 20.1 |

QA_18 受給開始時期を70歳にすると、65歳受給開始に比べ、老齢年金額は4.2%増額される。ただし、在職に伴う給付減額分または支給停止分は繰下げ増額の対象とはならない。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 18) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|-------------|
| 全 体 | | 1286 | 31.8 | 11.4 | 56.8 | 31.8 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 33.8 | 12.3 | 53.9 | 33.8 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 26.0 | 12.2 | 61.8 | 26.0 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 39.0 | 11.6 | 49.4 | 39.0 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 28.9 | 9.5 | 61.5 | 28.9 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 36.4 | 12.0 | 51.6 | 36.4 |
| | 女性 計 | 660 | 27.4 | 10.9 | 61.7 | 27.4 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 29.7 | 12.3 | 58.0 | 29.7 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 33.9 | 10.6 | 55.5 | 33.9 |

QA_19 厚生年金の加入者または受給者であった夫が死亡した場合、その妻には子どもがいなくても、また、妻の年齢が30歳未満であっても、遺族年金が生涯にわたって支給される。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 19) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|-------------|
| 全 体 | | 1286 | 36.4 | 21.6 | 42.0 | 21.6 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 34.4 | 19.5 | 46.1 | 19.5 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 35.8 | 20.6 | 43.6 | 20.6 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 38.7 | 21.1 | 40.3 | 21.1 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 36.6 | 25.2 | 38.2 | 25.2 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 36.6 | 20.3 | 43.1 | 20.3 |
| | 女性 計 | 660 | 36.2 | 22.9 | 40.9 | 22.9 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 35.1 | 20.1 | 44.8 | 20.1 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 37.6 | 23.2 | 39.2 | 23.2 |

QA_20 遺族年金の受給権を有する成人女性の場合、再婚すると、彼女は遺族年金の受給権を失う。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 20) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|-------------|
| 全 体 | | 1286 | 47.4 | 11.1 | 41.5 | 47.4 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 39.6 | 16.6 | 43.8 | 39.6 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 42.7 | 10.7 | 46.6 | 42.7 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 48.4 | 11.3 | 40.3 | 48.4 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 58.5 | 6.2 | 35.4 | 58.5 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 44.1 | 13.9 | 42.0 | 44.1 |
| | 女性 計 | 660 | 50.5 | 8.5 | 41.1 | 50.5 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 41.2 | 13.5 | 45.3 | 41.2 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 53.5 | 8.7 | 37.8 | 53.5 |

QA_2_1 給与所得者が加入する厚生年金の保険料は、本人と会社（事業主）が折半負担している。（SA）

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 2_1) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|--------------|
| 全 体 | | 1286 | 74.8 | 5.7 | 19.5 | 74.8 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 73.4 | 5.5 | 21.1 | 73.4 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 65.4 | 8.1 | 26.6 | 65.4 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 79.9 | 6.0 | 14.2 | 79.9 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 80.9 | 3.1 | 16.0 | 80.9 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 76.7 | 5.8 | 17.6 | 76.7 |
| | 女性 計 | 660 | 73.0 | 5.6 | 21.4 | 73.0 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 69.2 | 6.8 | 24.0 | 69.2 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 80.4 | 4.5 | 15.1 | 80.4 |

QA_2_2 勤務先から支給された通勤手当は厚生年金保険料の賦課対象とはなっていない。（SA）

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 2_2) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|--------------|
| 全 体 | | 1286 | 46.7 | 17.3 | 36.0 | 17.3 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 42.9 | 20.1 | 37.0 | 20.1 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 43.3 | 15.2 | 41.5 | 15.2 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 50.9 | 16.7 | 32.4 | 16.7 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 49.8 | 17.2 | 32.9 | 17.2 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 47.0 | 18.4 | 34.7 | 18.4 |
| | 女性 計 | 660 | 46.5 | 16.2 | 37.3 | 16.2 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 43.1 | 17.6 | 39.3 | 17.6 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 50.4 | 17.0 | 32.7 | 17.0 |

QA_2_3 常時5人以上の従業員を雇っている雇い主が法人経営者でなく個人事業主である場合、その個人事業主も従業員と同様、厚生年金の保険料を支払う義務がある。（SA）

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA 2_3) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|--------------|
| 全 体 | | 1286 | 45.5 | 10.7 | 43.9 | 10.7 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 47.1 | 12.3 | 40.6 | 12.3 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 40.3 | 7.5 | 52.2 | 7.5 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 51.6 | 11.6 | 36.8 | 11.6 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 43.4 | 11.4 | 45.2 | 11.4 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 49.4 | 12.0 | 38.7 | 12.0 |
| | 女性 計 | 660 | 41.8 | 9.4 | 48.8 | 9.4 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 43.5 | 9.8 | 46.7 | 9.8 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 47.4 | 11.5 | 41.1 | 11.5 |

QA_24 20歳以上で、健康保険制度では被扶養者として扱われ、自らの健康保険料の支払いを求められない人は、年金制度でも、本人分の年金保険料を支払う義務はない。(SA)

| | | 該当数 | 正しい | 間違っている | わからない | (QA_24) 正解率 |
|------------------|-----------|------|------|--------|-------|-------------|
| 全 体 | | 1286 | 17.7 | 47.7 | 34.6 | 47.7 |
| 階層別 4年区 年齢 | 男性 30-44歳 | 308 | 19.2 | 41.9 | 39.0 | 41.9 |
| | 女性 30-44歳 | 335 | 20.0 | 39.1 | 40.9 | 39.1 |
| | 男性 45-59歳 | 318 | 17.6 | 53.8 | 28.6 | 53.8 |
| | 女性 45-59歳 | 325 | 14.2 | 56.0 | 29.8 | 56.0 |
| 階層別 年齢 | 男性 計 | 626 | 18.4 | 47.9 | 33.7 | 47.9 |
| | 女性 計 | 660 | 17.1 | 47.4 | 35.5 | 47.4 |
| | 30-44歳 計 | 643 | 19.6 | 40.4 | 40.0 | 40.4 |
| | 45-59歳 計 | 643 | 15.9 | 54.9 | 29.2 | 54.9 |

資料 3 : 年金関係者に対する要望

| 性別 男 : 1 女 : 2 | 年齢 歳 | 要望など |
|----------------------|---------|--|
| 1 | 30 | 年金のための無償講座を開いて欲しい |
| 1 | 30 | 簡単で分かりやすいと、より年金が身近に感じられると思う |
| 1 | 30 | 未納にたいする積極的な取り立て |
| 1 | 30 | 年金情報支給予定金額のネットでのアクセス |
| 1 | 31 | 支払っている分が老後貰えるのか、減額にならないかが不安なので、しっかりと示して欲しい。 |
| 1 | 31 | 保険料が高すぎる |
| 1 | 31 | きちんともらえるようにしてほしい |
| 1 | 31 | 年金の制度を分かりやすいのに変えてほしい |
| 1 | 31 | 支給の保証 |
| 1 | 31 | 学校でも、はやいうちから教えてほしい。国の政策のわりには国民に投げっぱなしだし、知らないと受給資格すらないのはどうかと思う。受給年齢も上がっているし、数十年後には貰えないのではないかという話すらある。正直納入したくない。 |
| 1 | 32 | 月額でどれくらいもらえるか？ |
| 1 | 32 | 将来しっかり貰えるのか教えてほしい。今の高齢者ほど貰えないのなら、自分でためたいから、この制度をなくしてほしい |
| 1 | 32 | もっと分かりやすくしてほしい。 |
| 1 | 33 | ネット上にわかりやすい記事や、シミュレーションのサイトを設置すること |
| 1 | 33 | 正しい理解が一括して記されたサイトの提示 |
| 1 | 33 | カード |
| 1 | 33 | 特に無いが会社員と自営業主では年金給付額が違いすぎるから、差を無くしてほしい |
| 1 | 33 | 義務教育に組み込む |
| 1 | 33 | 制度を体系的に整理し、万人に理解してもらえる説明をするべき年金制度を破綻させない努力 |
| 1 | 34 | 振り込み忘れてたり、支払えなくなった月の分など、後からネットで手続きできるようにして、支払えるようにしたい。 |
| 1 | 34 | 特になし。無知なものには払うだけ払わせるべき |
| 1 | 34 | 将来確実に年金を受け取れるのか不安。年金が月にいくら受け取れるのか |
| 1 | 34 | 年金制度自体をより簡素化・一本化していき、また、年金関連の情報などを年金定期便などのサイトにより集約していくことが望まれます。 |

| | | |
|---|----|--|
| 1 | 34 | 義務であるにもかかわらず、納めた金額と受給する金額の差が年代毎に大きく異なることの正当性についての説明と不公平是正への取り組み。 |
| 1 | 34 | 年金の仕組み全般について多くの方がわかるような言葉にしてほしい |
| 1 | 34 | 社会情勢に合わせたことをする |
| 1 | 35 | 誰にでもわかりやすい内容の提示を！ |
| 1 | 35 | 安定した老後の暮らしができるのであれば納付を続けたい |
| 1 | 35 | テレビでわかりやすく |
| 1 | 35 | ネットなどでわかりやすく確認できるシステムを用意してほしい |
| 1 | 35 | 受給金額が減らされない安定的な運用。 |
| 1 | 35 | もっと仕組みを簡単にしてほしい |
| 1 | 35 | 義務教育として授業でもきっちり教えるべき |
| 1 | 35 | 時代に合わせてだろうが、制度が改変（主に改悪が多い）されているような感じがする。それを国民がダメだと言っても、誰一人責任を生じずに制度だけが更新されていっている。責任をもてる運営社を選定すべきであろう |
| 1 | 35 | 年金に対する不信感を払拭するのは不可能だと思いました |
| 1 | 36 | 正しく受給できるようにしてください |
| 1 | 36 | 将来、自分がいくらもらえるか？年金統合のセミナー |
| 1 | 36 | 文章で説明されても専門用語が多く分かりにくいので、選択肢から選ぶだけで現在の年金受給要件や受給額が計算できるシミュレーターがあると助かる。 |
| 1 | 36 | 年金に関する資料をもらう |
| 1 | 36 | 誰でも分かるように制度を簡単にわかりやすくしてほしい |
| 1 | 36 | 制度が変わりすぎる |
| 1 | 36 | 詳しく知りたい |
| 1 | 36 | 分かりやすい情報提供をネットなどで普及させてほしい |
| 1 | 36 | もっと単純な仕組みにしてほしい |
| 1 | 36 | 誰にでもわかりやすい仕組みを作ってほしい |
| 1 | 36 | わかりやすいこと |
| 1 | 37 | 理解したいのもっと簡単な制度にして欲しい |
| 1 | 37 | 将来の具体的な支給金額がわかりやすいアプリのようなものの提供 |
| 1 | 37 | 内容等の説明 |
| 1 | 37 | 自分がもらえるお金をはっきりと金額で提示してほしい |
| 1 | 37 | 生年月日と、就業形態ごとに、どのように年金を納めるか、又は受給するかをチャートとして、ホームページやねんきん特別便で羅列してほしい。 |
| 1 | 37 | 年金受給額のシミュレーションが簡便にできたらいい |
| 1 | 37 | 分かりやすい説明がほしい |

| | | |
|---|----|--|
| 1 | 37 | まず前提として、現在支払う年金保険料は自分のためのものではないので、自身が65歳になったときに最低でも現在の支給額を維持してもらわないと困る。少子高齢化が進み、現在の年金制度で将来の高齢者が貧困に苦しむのが見えるのなら、今すぐにでも制度を改めるべき。自分も含め若い世代が年金に対して関心が低いのは、自身の老後の生活が年金では成立しないことや政治に対する不信感があるからに他ならない。政治が国民に対して、明確な老後の安心できる生活のための具体的な数字を示さなければ、今後は自分で資産形成をして行く方が老後の生活もイメージしやすくなるので、ますます年金制度への関心は薄れていくと思う。他人を支えられるほど生活に余裕がある人はほとんどいないことをわかってほしい。 |
| 1 | 38 | まずは、保険制度の見直し |
| 1 | 38 | わかりやすくしてほしい |
| 1 | 38 | 義務教育に盛り込む |
| 1 | 38 | 義務教育の一環にしてほしい |
| 1 | 38 | 受給額、受給日等文章ではなくチャート式に資料にすればわかりやすい。 |
| 1 | 38 | もっとわかりやすく |
| 1 | 38 | 身近にすぐに自分の将来の年金受給額が検索できるシステムか、どういうことをした場合どれくらい減るか増えるかわかりやすくしてほしい |
| 1 | 38 | 参加しやすい年金の勉強会があると嬉しい |
| 1 | 38 | どうせもらえなくなるから、興味がわからない |
| 1 | 38 | ちゃんと返す |
| 1 | 38 | 分かりやすい資料と説明 |
| 1 | 38 | 韓国を嫌わないことと嫌韓が不正の第一歩だから |
| 1 | 38 | 素人は何から知ればいいのかわからないので丁寧に教えてくれる場所 |
| 1 | 38 | セミナーを開催する |
| 1 | 38 | 希望者に冊子の配布。 |
| 1 | 38 | 年金関係者の給与や費用の積極的開示と見直し |
| 1 | 39 | 仕組みの通知 |
| 1 | 39 | 徹底した情報公開。無駄の削減。かんぽの宿みたいなものを作るな。 |
| 1 | 39 | YouTubeで年金の各ジャンルの説明をした動画(2分以内)を50~100本出す。 |
| 1 | 39 | ざっくりで良いので判りやすい案内がほしい |
| 1 | 39 | 未払いの逃げ毒を無くす |
| 1 | 39 | WEBでの受給額シミュレーションの機能充実 |
| 1 | 39 | 国民が納得して支給できる仕組みを誰もが簡素に納得できる方法を考えるべきだと思う。コロナ禍により、より厳しい生活の人が増えている中、迅速に支給するために努力すべき。 |

| | | |
|---|----|---|
| 1 | 39 | 資金の確保 |
| 1 | 39 | 何も期待していない |
| 1 | 39 | 何を押さえるべきかを教えて欲しい |
| 1 | 39 | 払った分全額返せ |
| 1 | 39 | 分からないことが多すぎるので、webなどを活用して簡潔に解説して欲しい。 |
| 1 | 39 | 平易な説明、謙虚な制度設計 |
| 1 | 39 | わかりやすい仕組みの通知 |
| 1 | 39 | 金が欲しい |
| 1 | 39 | 若い世代でも自然に興味を持てる環境作りを希望したいです。 |
| 1 | 39 | 年金に期待している事は何もない。正直に言えば自分には全く関係のない話だと思う。年金と言う制度自体全く社会には必要がないし、無くなった方が健全な社会に資すると考えている。 |
| 1 | 40 | もっと分かりやすい計算や年金受給額を記載して定期的に知らせて欲しい。 |
| 1 | 40 | 手軽に自分の年金額が閲覧できること |
| 1 | 40 | 分かりやすくしてほしい |
| 1 | 40 | 過去の投機の失敗を想定外という言葉遊びでは無く、俸給、勤勉手当(真面目にやってないのに支給されるのはおかしい)、賞与をカットして埋め合わせる。払った分きちんと生活できる額を払う。(生活保護の引き下げではなく、年金支給額の増額)不正等は厳罰に処す等綱紀粛正をはかる。等人として当たり前のことをやるべき |
| 1 | 40 | 年金を支払って将来の給付額が分かる事 |
| 1 | 40 | 将来貰える年金支給額をもっとわかりやすく、みんなに周知して欲しい。 |
| 1 | 40 | 年金を担当する者がきちんと処理すること |
| 1 | 41 | もっとシンプルな制度にしてほしい。願わくは、自分が支払った分が将来支給されるなど、世代間の不公平が一切ないくらいシンプルに。 |
| 1 | 41 | 仕組みをわかりやすくしてほしい。 |
| 1 | 41 | 期待していないので、特に無い |
| 1 | 41 | 年金制度について簡潔にまとめた冊子を各世帯に毎年配るべき |
| 1 | 41 | わかりやすく、丁寧な説明セミナーをオンラインでもいいので、定期的 に開催してほしいです。 |
| 1 | 41 | もっとわかりやすくしてほしい、説明も |
| 1 | 41 | 初等教育時からの啓発 |
| 1 | 41 | 仕組みをもっとシンプルにすべき。 |
| 1 | 41 | きちんと年金が支払われるか不安 |

| | | |
|---|----|--|
| 1 | 41 | 自分がその年齢になった時、本当に年金が支給されるのかという疑問が尽きないため、どうせ貰えないという思考に陥ってしまい、興味を持つことができない。 |
| 1 | 41 | 軽度知的障害や発達障害物語向けにわかりやすく、なおかつ適切なサポートもしてくれる専門機関が欲しいです。 |
| 1 | 41 | 給与と在職年数から、簡単に年金額が算出出来るシステム、 障害や遺族など老齢年金以外の制度をアピール すべきだとも思う。 |
| 1 | 41 | もっと単純化にしてほしい。 |
| 1 | 41 | 年金の無駄づかいを辞めて |
| 1 | 41 | いつからいくらもらえるのか |
| 1 | 41 | 今年金を払っている(受け取り見込みがある期間をきちんと過ぎている又は期間を全うして払おうとしている)人が最終的にきちんと現在提示されている金額を受ける事が出来るのか |
| 1 | 41 | 本来の個人積み立て型に戻し、不足分は過去の投資事業に失敗した人に、責任をもって清算してほしい。初めから互助型であったなどとうそをつかないでほしい。 |
| 1 | 42 | 正しくて詳しい情報をこまめに提供して欲しい |
| 1 | 42 | 義務教育 で保険や税金についての授業があって良いと思う。社会人になっても会社任せになってしまうため、自発的に勉強しないと知れる機会がない。 |
| 1 | 42 | 情報を出して行ってほしい |
| 1 | 42 | 弱年齢層が最も得られる情報源として YouTube やオンラインなど SNS でも、分かりやすく発信をしていくことを増やしていく 事でより細部にまで伝達、理解が深まりやすいのではないかと感じております。 |
| 1 | 42 | 制度をわかりやすくしてほしい。 |
| 1 | 42 | 確実に受給できるかわかりにくい |
| 1 | 42 | 職場まで説明に来てほしい |
| 1 | 42 | 誰にでもわかりやすく、かつ納得のいく説明 |
| 1 | 42 | きちんともらえる保証 |
| 1 | 42 | きちんと数十年後にももらえるのか否か、不公平感はないかどうか |
| 1 | 42 | 年金をもらえるのかという不安の解消(受給開始年齢の引き上げも含めて) |
| 1 | 42 | 支払った分は少なくとも定期的にきちんと支払って欲しい。当然ですが。 |
| 1 | 42 | 支給できないんなら安くしてほしい |
| 1 | 42 | 払ったのが無駄にならない様にしてほしい。年金事務所で些細な質問でも嫌がらずに答えてほしい。 |
| 1 | 43 | 将来の支払い保証 |
| 1 | 43 | 制度をわかりやすく |

| | | |
|---|----|--|
| 1 | 43 | 複雑にしないでわかりやすくすることが重要 |
| 1 | 43 | 正しい知識の発信 |
| 1 | 43 | 個々の生活状態に適した、正しい情報を簡潔に理解できるようにしてください。 |
| 1 | 43 | 複雑すぎるから |
| 1 | 43 | 65歳支給を変更する事ないように |
| 1 | 43 | 制度が既に今の時代に合っていないので、思い切って廃止する位の気持ちでいてほしい |
| 1 | 43 | 制度の簡素化 |
| 1 | 43 | 定期便に情報紙を同封する |
| 1 | 43 | テレビで学校の授業のような説明をして欲しい |
| 1 | 43 | 相談窓口や、ウェブサイトの拡充 |
| 1 | 43 | 確実に支払われること。 |
| 1 | 43 | 通知 |
| 1 | 43 | お金が無いから自分は死ぬしかない |
| 1 | 43 | 年金シミュレーターをYahoo、Googleなどから簡単にアクセス出来る様にして欲しい |
| 1 | 43 | 破綻なく制度を維持する |
| 1 | 43 | 年金受給者が年金を貰う分が、毎年減ってきているので減額されないようにして欲しい |
| 1 | 43 | 払った分しっかりもらえるのかどうか。保証してほしい。 |
| 1 | 43 | 現段階で先延ばしされ、本当に払ってもらえるのか不安である。確実に払ってもらえる証明書が欲しい。 |
| 1 | 43 | 制度の安定化と説明の簡便化。論文を読むような長い説明で要点が分かりにくいことが多い。 |
| 1 | 43 | わかりやすさ |
| 1 | 43 | 今のシステムでは、少子化の影響で、30代以下の若者は自分が収めた額の年金を将来受け取れない不安があり、さらに年金制度が破綻する。あと、万が一のための障害年金や遺族年金があるから、年金を収めても全く損しないということを、どうか義務教育で教えてほしい。 |
| 1 | 43 | 現在収めた保険料とこれから収める保険料見込みで60歳でいくら、65歳でいくらなど見込み金額を年金定期便に記載してほしい。 |
| 1 | 43 | ちゃんと収めた人には年金だけで人間らしく暮らしていけるだけの額を払ってほしい。 |
| 1 | 44 | もっと分かりやすい説明や単語にしてほしい |
| 1 | 44 | あまり期待していない |
| 1 | 44 | 分かりやすい情報サイト |
| 1 | 44 | もっと分かりやすいような仕組みにして欲しい |
| 1 | 44 | 情報開示 |

| | | |
|---|----|--|
| 1 | 44 | わかりやすいCMや動画などの広告を作って多くの人の目に触れさせる |
| 1 | 44 | 簡単に簡潔に |
| 1 | 44 | マンガやアニメでの啓発 |
| 1 | 44 | 給付を増やして欲しい |
| 1 | 44 | 本当に年金が貰えるのか？ |
| 1 | 44 | 個別の案件について説明してくれる場所を設けて欲しい。HPでも可。 |
| 1 | 44 | 年金のサイトで年金に関するもっとわかりやすい説明をしてほしい |
| 1 | 44 | いまは特にない |
| 1 | 44 | 自分の欲しい情報が簡単に的確に得ることができるようなシステムを作 って欲しい。 |
| 1 | 44 | 確実に年金ほしい |
| 1 | 44 | いくらもらえるのか |
| 1 | 44 | テレビなどで分かりやすく解説してほしい |
| 1 | 44 | わからないことばかりなので簡単にしてほしい。 |
| 1 | 44 | 周知できるように啓蒙活動をしてほしい |
| 1 | 44 | セキュリティの問題をクリアした上で、自身の年金情報をWeb上でいつ でも閲覧できるようにして欲しい。 |
| 1 | 44 | ちよくちよく制度が変わったり、何かしらの問題が起こったり……年金 制度が作られた当初から問題があったと聞きます。もう少し、きちんと 整備してほしい。国民みんなに、理解と納得をしてもらうにはどうする かをしっかり考え発信してほしい。 |
| 1 | 45 | 払った意味のある額にする事が先決 |
| 1 | 45 | わかりやすい告知 |
| 1 | 45 | 気軽に相談したい |
| 1 | 45 | セミナーなど |
| 1 | 45 | 自分が給付を受けるころにも確実に給付されることを願う |
| 1 | 45 | 年金の受給方法・受給金額が分からない |
| 1 | 45 | 地方自治体で、年金に関するセミナーを定期的にしてほしい。数回程度 だと、繁忙期には行けないので。 |
| 1 | 45 | 年金の受給関係について、勉強したい |
| 1 | 45 | 自分が払った金額分を年金として受け取れるか知りたい |
| 1 | 46 | わかりやすく教えてほしい。 |
| 1 | 46 | 理解を進めさせるために色々なことを行うのは大切だとは思いますがお 金を掛けすぎるのはあり得ないと思います |
| 1 | 46 | 自分の貰える金額 |
| 1 | 46 | 年金を受給される人は高齢者なのは明白なので、もっと分かりやすい文 面や説明が必要だと思います。 |
| 1 | 46 | わかりやすく記載されている場所の提示。どこに何があるかわかりにく く、また説明が複雑で理解しにくい。 |

| | | |
|---|----|---|
| 1 | 46 | 情報の透明化 |
| 1 | 47 | トピックス・プレゼン的な資料作成能力と説明力 |
| 1 | 47 | 支払いは決まっているのに給付が変わってしまうのではないかという不安感が常にある。 |
| 1 | 47 | 正確性。公平性 |
| 1 | 47 | 運用失敗しないで欲しい |
| 1 | 47 | 年金に関わる無駄を省いて給付額を上げてほしい |
| 1 | 47 | 分かりにくい |
| 1 | 47 | 年金制度全体が理解しやすいWEBサイトが知りたい。又、申請しないと貰えない事もあると聞きますが、受給側にとっては分かりづらいです。 |
| 1 | 47 | 個別の内容を個別に通知する。例は無駄。 |
| 1 | 47 | 仕事をしておらず所得もなく、年金を払えない状態の人でも少しは年金が出る様にして欲しい。また月額があまりにも高すぎるので、2000～3000円でもよしとする制度設計にして欲しい |
| 1 | 48 | 簡単な決め事、正しい運用 |
| 1 | 48 | やはり金額に問題があると思いますね |
| 1 | 48 | 職種によって変えるからわかりにくい。全国民共通の制度にすればよい。 |
| 1 | 48 | 早く払って欲しい |
| 1 | 48 | 保険料を納めていても自分が受け取れるか不安な人が多いと思う。私もそうである。この不安があるので、保険料を納めない人が多いと思う。保険料を納めれば年金は受給できるということをもっと明言し、納める側の不安を払拭 |
| 1 | 48 | 支払ってない人への法的措置を強化して平等にしてほしい。 |
| 1 | 48 | 複雑な制度をわかりやすく教えてもらいたい |
| 1 | 49 | 年金定期便ではWebで、自分の将来のおおよその受取額が算定できるので、それで十分だと思う。 |
| 1 | 49 | わかりやすさの追求、ですね。物価スライドや法改正対応など、情報をとりにくい高齢者や勤労者には、頭が混乱することも多いです。 |
| 1 | 49 | 詳しい説明 |
| 1 | 49 | ころころ変わりすぎ |
| 1 | 49 | 自分自身にカスタマイズされた、年金情報を教えてもらえるといいかも |
| 1 | 49 | 数字を入力したら年金額が自動計算されるアプリみたいなものが欲しい。 |
| 1 | 49 | サルでもわかるようにしてほしいです。 |
| 1 | 49 | 支払期間、金額の固定化 |
| 1 | 49 | 政府のわかりやすい説明と今後、制度改正が複雑に変わっていかないこと。 |
| 1 | 49 | 低額支払いで、増額受給 |

| | | |
|---|----|--|
| 1 | 49 | 不要 |
| 1 | 50 | 情報開示の周知徹底。 |
| 1 | 50 | すぐに廃止してほしい |
| 1 | 50 | 自分の条件を簡単に入力すれば受けとり予定額がわかり、その条件に当てはまる変更が随時知ることができるようにしてほしい |
| 1 | 50 | 将来の年金受給額の計算シミュレーションとその計算に必要な情報のわかりやすい説明がほしい |
| 1 | 50 | 納めている人が確実に貰える金額 |
| 1 | 50 | お国に全て任せます |
| 1 | 50 | 誰が調べても簡単に計算できるようになれば |
| 1 | 50 | 判りやすくして欲しい |
| 1 | 51 | 今までの支払い状況と、実際に受け取れる金額を正確に知りたい |
| 1 | 51 | 具体的な事例の説明 |
| 1 | 51 | 複雑な制度と煩雑で時間のかかる手続きの整理。 |
| 1 | 51 | 少なくとも、中学で仕組みや受給額について授業で教えるべき。投資や会社の設立方法についても同様。 |
| 1 | 51 | 興味ない |
| 1 | 51 | 年金定期便をもっと頻繁に送付して欲しい |
| 1 | 51 | 分かりやすく説明されているマニュアルやサイトが欲しい |
| 1 | 51 | 簡単にわかりやすくする |
| 1 | 51 | 年金受給額がいくらになるか教えてほしい |
| 1 | 51 | 年金ネットで確認できる情報が、なぜそうなっているのかを詳しく平易に解説してもらいたい。 |
| 1 | 51 | 公平に支給 |
| 1 | 51 | 誰でも気軽に相談できる窓口を作ってほしい。 |
| 1 | 51 | 会社からの説明 |
| 1 | 51 | 用語を減らす。 |
| 1 | 51 | 具体例を提示してほしい |
| 1 | 52 | もっとわかりやすく、給付額を示してほしい |
| 1 | 52 | わかりやすく丁寧に説明してほしい |
| 1 | 52 | テレビ番組でもっと取り上げて欲しい |
| 1 | 52 | 賦課方式が分かりにくさと受給額の世代間格差を助長しているので、単純化できて若い世代も払い損のない積み立て方式に一刻も早く変えてほしい |
| 1 | 52 | 理解しやすい情報の定期的な提供。 |
| 1 | 52 | 不正をなくす |
| 1 | 52 | 分かりやすく講習があると有難い |
| 1 | 52 | 将来いつからもらえば、いくらもらえるのかが分かりにくい |

| | | |
|---|----|---|
| 1 | 52 | 年金理解を促進するための TV, ネットなどでの啓蒙活動 |
| 1 | 52 | 正しい年金に対する知識を教える場所をもうけること。学校や企業その他、定期的なセミナーなどで教えて、身近な物とすること |
| 1 | 52 | 高校、大学における社会保険制度の授業・講義の実施 |
| 1 | 52 | シンプルに、そして、しっかりとした永続的な制度を構築する事。100年安心なんて嘘で無駄な時間を議論に費やすので無く、将来設計に安心して組み込める様にする事。 |
| 1 | 52 | 会社勤めは会社の人事部から個人事業者や中小企業などは市役所などで年金の案内をしてほしい。 |
| 1 | 52 | PCで調べたい |
| 1 | 53 | 高齢化は予想できたはずですが対策は難しいのかな |
| 1 | 53 | ホームページなので簡単に計算出来たりわかりやすく説明してほしい |
| 1 | 53 | 保険事務所関係者の態度悪い |
| 1 | 53 | 最初の約束どおりに、60歳から減額せず支給してください。支給できないのであれば、脱退を認め払い込んだ厚生年金料を、返還してください。自分で運用、管理します。だって、あまりにも最初とかけ離れています。 |
| 1 | 53 | 代表的な事例を挙げたり、サイト上で自分の条件を入れるとこうなります、こんな選択がありますなど示してほしい。 |
| 1 | 53 | 将来どのように制度が変わるかわからないという不安がなくなること |
| 1 | 53 | 将来もきちんと支給してほしい。 |
| 1 | 53 | 精度、仕組みをコロコロと変えないでほしい。わかりやすい情報発信をしてほしい。 |
| 1 | 53 | 需給額、需給時期を分かりやすく説明して欲しい。 |
| 1 | 53 | 年金を加入している全ての人に、解りやすく説明し、お金の収支を報告すべきで有る |
| 1 | 53 | わかりやすい情報提供 |
| 1 | 53 | 払っている金額といくら貰えるのか情報がほしい。 |
| 1 | 53 | 65才になったらいくらもらえるか |
| 1 | 53 | とにかく複雑な仕組みなので、シンプルな仕組みにして欲しい |
| 1 | 54 | 複雑すぎるので簡単に改正して欲しい |
| 1 | 54 | 簡単にして欲しい |
| 1 | 54 | 未納期間がある場合、未納分の年金保険料を全額支払うと、65歳からの年金年額がいくらになるのか、年金定期便に明記して欲しい。 |
| 1 | 54 | 注目を集めるテレビコマーシャルを打つべきである、 |
| 1 | 54 | 総払い込み保険料と給付見込額がわかるようにしてほしい。 |
| 1 | 54 | わかりやすい説明 |
| 1 | 54 | 解りやすく、また、コロコロ変わらないで欲しい? |

| | | |
|---|----|---|
| 1 | 54 | 生命保険文化センターのように、安価な小冊子を誰でも利用できるようにして欲しい。 |
| 1 | 54 | まずは公的な信頼できる組織で「年金の取説」をつくり公開する。子供でもわかる概略から完全な法文まで、4段階くらいに作成し、サイトでは自由に行き来出来れば使いやすい。第一段階は必ず「理解できている素人」に作ってもらう。これを少なくとも教育とその他公的機関では、唯一共通のものとする。世の中の「勝手な解説」が混乱をまねいている！ |
| 1 | 54 | シミュレーション等して大体自分がどれ位貰えるのか簡単に算出出来る様にして欲しい |
| 1 | 54 | 問い合わせればすぐに金額等答えが欲しい。 |
| 1 | 54 | 学生とか若い人へ正しい知識を教える機会を設けて、不払い人口を減らす施策。また、若いと受給までに期間がありすぎて、受給時の手続きに興味湧かないので、受給年齢に近い定年間近の方への勉強機会も設ける。 |
| 1 | 54 | 簡潔にまとめた資料の配布 |
| 1 | 54 | 支給開始年齢を引き上げ過ぎないように、また、手続き等のシステムを単純化し分かりやすくすること。 |
| 1 | 54 | 詳細な解説と貰える金額 |
| 1 | 54 | 満額受給できる条件 |
| 1 | 55 | 数字の書き方等簡潔にしてほしい |
| 1 | 55 | 詳細な情報が文章でほしい。 |
| 1 | 55 | 年金額を正確に提示して欲しい?? |
| 1 | 55 | ネットを活用 |
| 1 | 55 | マイナンバーでの気軽な検索 |
| 1 | 55 | 正しい説明 |
| 1 | 55 | 年金の詳しいパンフレットが欲しい。 |
| 1 | 56 | 年金未納者の財産を差押えるなどして、強制的に徴収すべき。 |
| 1 | 56 | 私は難しいんです。 |
| 1 | 56 | 個別に現在の状況を通知してほしい。 |
| 1 | 56 | フリーダイアルでの質疑 |
| 1 | 56 | もっと分かりやすく、個人の状況に応じた細かな対応をしてほしい。 |
| 1 | 56 | わからない |
| 1 | 56 | 正確に年金制度を分かりやすく使えてほしい |
| 1 | 56 | 個人が必ず受給できる金額を提示すべき |
| 1 | 56 | シンプルな制度 |
| 1 | 56 | 正確な情報提供 |
| 1 | 56 | 年金定期便を定期的に受領できる事 |
| 1 | 56 | いつから、どんな手続きをしたらいくらもらえるのか |

| | | |
|---|----|--|
| 1 | 56 | 有料でも良いので、年金受給のための相談が気軽にできるような仕組み |
| 1 | 56 | 制度をややこしくしすぎ |
| 1 | 56 | 年金受給額を正確に知りたい。 |
| 1 | 56 | 人件費等経費をかけず、その分を年金に回して欲しい |
| 1 | 56 | 年金便りの送付頻度を上げてほしい |
| 1 | 56 | 今後本当に年金もらえるの？ |
| 1 | 56 | 年金関係者が偉そうにしている態度を改めて欲しい |
| 1 | 56 | 今以上に弱者に手厚くする |
| 1 | 56 | 正しいことをしてほしい |
| 1 | 57 | 年金定期便をわかりやすく順次改善する |
| 1 | 57 | 毎年、年金の説明書類を送付してほしい。 |
| 1 | 57 | お役所目線ではなく、加入者目線で説明して欲しい。 |
| 1 | 57 | 詳細な内容のリーフレットの配布 |
| 1 | 57 | もっと簡単に。全て一律化。老後ぐらいは、公平な生活。 |
| 1 | 57 | 自分の状況がすぐ分かるような仕組み |
| 1 | 58 | 受給が65歳と70歳との差額 |
| 1 | 58 | 動画配信 |
| 1 | 58 | 解りやすさ |
| 1 | 58 | シミュレーションの案内と具体例の紹介 |
| 1 | 58 | シミュレーションを分かりやすく |
| 1 | 58 | 支払った金額がどのように変化して支払われるのかわからない。 |
| 1 | 58 | 納付した財源の運用実績の公開 |
| 1 | 58 | わかりやすい説明。具体例を示してほしい |
| 1 | 58 | 年金ネットにて、60歳以降の継続雇用者の厚生年金を1年ごとの再計算を実施してほしい。 |
| 1 | 58 | 蓄えはちょっとあるし再雇用を希望している。この様な条件でいつから年金を貰うのがベストか教えて欲しい。 |
| 1 | 58 | 会社勤めの方は、ある意味会社で対応いただけるので、関心が薄くてもなんとかなるケースがあるが、年金制度を作った側が状況に応じて勝手な解釈で改定をすすめて難解にして受け取りづらくしており、管理運用する側での怠慢、運用ミスでの影響で信頼を失っている中で、国民に正しい理解を求める前に、あるいは平行してやるべきことをして、きちっと報告し理解を得ることが正しい理解への一歩だと思います。いろいろな面で不十分と考えます。 |
| 1 | 58 | 受給開始時の手続き |
| 1 | 58 | 解りやすく書かれた冊子などが欲しい。 |
| 1 | 58 | 個別に、定期的に通知して欲しい。 |

| | | |
|---|----|---|
| 1 | 58 | 手続きや制度自体の簡素化を行うべきである。年金に限らず、国が徴収するのは勝手に徴収され、国から受け取るものは 手続きが難しい のは国民の立場に立った制度になっていないと思う。 |
| 1 | 58 | 受給年齢になったら教えて欲しい |
| 1 | 59 | 年金についての老若男女問わない わかりやすい説明 がほしい。 |
| 1 | 59 | 保険料が適正に運用され生活に十分な支給があること。 |
| 1 | 59 | わかりやすい説明 |
| 1 | 59 | 現在 59 材。心臓疾患(難病)があるため、障害年金を受給する級ではありませんが、いつまでいきられるかわからないので 60 才から年金を受給したいと考えています。手続き方法、支給額当を知りたい。 |
| 1 | 59 | わかりやすい図表を用いた解説 |
| 1 | 59 | 簡潔明瞭な制度にして欲しい |
| 1 | 59 | 家など所有している人は良いかも知れないが、現金支給だけでなく高齢者向けの住宅など受給者が選べる制度もあれば良いと思います。まち、遺族年金では「特養」に入るには全然お金が足りません。 |
| 1 | 59 | 何ヶ月収めればいくら貰えるのかも もっと簡略化 して示して欲しい |
| 1 | 59 | 性悪説をやめてほしい |
| 1 | 59 | 政府が説明責任を果たす、今後のモデルを複数わかりやすく提示する。 |
| 1 | 59 | 奉仕の心。官僚仕事改善。 |
| 1 | 59 | 文字数や情報量が大きく増えるかもしれないが、 一般でも分かりやすい用語 や数字を使ったり、説明を 漫画 で分かりやすくするなどの工夫が欲しい。 |
| 2 | 30 | 何歳から、何ヶ月ごとに、何円の年金が給付されるのか |
| 2 | 30 | 現在の収入、年数で 将来どれくらい年金が貰えるのか 1分くらいで出来るシミュレーション をして欲しい。シミュレーションした結果を、ねんきん定期便に載せたりすると年金を身近に感じやすくなると思う。 |
| 2 | 30 | 年金は、貰えないとメディアが言うので、年金に対して期待がなく調べる気にならない。高齢者ファーストな世の中のため、何を言っても響かない |
| 2 | 30 | 改正案内を送付して欲しい。 |
| 2 | 30 | きちんとちゃんとした公式のサイトで、 分かりやすく理解しやすいもの を発信して欲しい。 学校の授業でもっと具体的に説明して欲しかった |
| 2 | 30 | 分かりやすい説明 |
| 2 | 30 | 公式ホームページの文章が難しく、わかりにくい です。今の給与や源泉徴収表に載っている金額を打ち込むだけで概算の年金がわかるような計算ツールであったり、株への関心が若い世代で高まっている中、投資信託やニーサ、イデコや確定拠出年金等と絡めて公的年金について 教育の場 を設けて欲しい |

| | | |
|---|----|--|
| 2 | 30 | 私は30代ですが、受給できる年金額及び開始年齢は減額及び後ろ倒しにされていくことが予想されており、年金に対する期待感がありません。同年代では支払った額以上に貰える訳がない年金を支払う意味が分からないという声をよく聞きます。支払った額が返ってくるのであれば、将来の安心感に繋がりますが、結局何割程度が戻ってくるのかが分からず、また私は途中で会社員から専業主婦になりましたが、そのようなケースだと将来的な受給額がいくらになるのか、計算も難しいため把握していません。将来受給予想額や、現時点での積立額など、もう少し丁寧な通知があれば支払う意欲や安心感にも繋がると思います。年金制度は破綻しているのではと叫ばれていますが、その不安感を払拭して頂きたいです。 |
| 2 | 30 | 分かりやすい冊子を配布してほしい |
| 2 | 30 | 年代、収入別の支払いと未来の支給額シミュレーションをもっと簡単に出来る様にしたい |
| 2 | 30 | もらえないのはなぜなのかちゃんと教えてほしい |
| 2 | 31 | 年金セミナーの義務(化) |
| 2 | 31 | テレビで特集してほしい |
| 2 | 31 | こちらが払った金額に対して確実にもらえる金額の提示。確実に減額されない旨の保証。 |
| 2 | 31 | 年金制度を学び、正しく判断できる機会 |
| 2 | 31 | 世に出る前にちゃんと学べる機会がほしかった。 |
| 2 | 31 | その人に合った年月の金額などを掲示してほしい。 |
| 2 | 31 | ネット上で分かりやすく簡潔に説明してもらえる機会があればよい |
| 2 | 31 | そもそも貰えないと思っている |
| 2 | 32 | 宙に浮いた年金問題を解決する将来貰える年金額を減らさない! |
| 2 | 32 | いくらもらえるかはっきりして欲しい |
| 2 | 32 | もっとわかりやすく周知してほしい。今回のアンケートの設問にも、気になるが答えのわからない問題がいくつかあったし、間違っ理解していることも多いと思う。きちんと理解すれば老後に対する不安は軽減されると思うので、もっとYouTubeなどのネットなどを活用して正しい知識を広めてほしい |
| 2 | 32 | 例えば、妊娠した場合、保険料の免除手続きをしたほうがいと年金事務所や役所から案内がくる |
| 2 | 32 | 誰にでも分かりやすい言葉を使って、簡単に年金について説明するサイトを作ってほしいと思う。日本で払い続ける場合や留学などで日本を出るときにはどうするのかなど具体的に理解しやすいようにしてほしいと思う。 |
| 2 | 32 | とくになし(ただ自分等のときにももらえるかどうか心配だけ) |

| | | |
|---|----|--|
| 2 | 32 | 今現在のふんで、今まで、掛けてきた保険料で、将来、いくら年金が あたるのかが、簡単に分かると、うれしい。 |
| 2 | 32 | 学校で授業の一環としてあればよかったと思う |
| 2 | 32 | そもそも余り年金に興味がない。私たちが年老いたときには貰えないと 言われていたりするし、払った分はしっかり貰える保証を分かるように してほしい。 |
| 2 | 33 | コロコロ制度や支給額を変更するな |
| 2 | 33 | 年金など私たちの世代はもらえるわけないのに払う必要はない |
| 2 | 33 | わかりやすく年金を教えてくれる場所を設けてほしい |
| 2 | 33 | 毎月支払う年金額の減額 |
| 2 | 33 | 誰でも理解しやすい内容の雑誌や動画を作成してほしい。 |
| 2 | 33 | 分かりやすい制度説明と安心できる制度 |
| 2 | 33 | 自分が将来どのくらい受け取れるのかなどを知りたい |
| 2 | 33 | ちゃんと年金の説明をしてほしい |
| 2 | 34 | 若い世代は特に、“将来自分たちは年金をもらえない”と思っている。実 際は、もらえるのだろうがものすごく減額且つ受給年齢引き上げなどが あるのだろう。どうなるか分からない・見えない、という抽象的な不安 を、少しでも具体的に分かりやすく説明をしてくれることで、少しでも 納得できる要素を提示してくれることで納税に対する意識は変わると思 う |
| 2 | 34 | 正しく分かりやすい情報提供 |
| 2 | 34 | わかりやすい制度作り |
| 2 | 34 | 年金の出し方が未だにわからない |
| 2 | 34 | 年金に関しての知識をわかりやすく説明するセミナーなど、ネットには 情報が溢れているためどの情報を拾えばいいのかわからない。 |
| 2 | 34 | 市役所などで分かりやすく説明してくれる部門を設ける |
| 2 | 34 | 公的な説明 |
| 2 | 34 | 漢字ばかりで分かりにくいので、分かりやすく説明してほしい。 |
| 2 | 34 | わかりやすさ |
| 2 | 34 | 年齢や状況に見合った情報を探すことが困難なため、HP上またはアプリ でチェックボックスやYES/NOを用い各々の状況に見合ったページへ誘 導するような診断機能がほしい。また、それらのサイトへの誘導をねん きん定期便で行ってほしい |
| 2 | 35 | 制度の内容や必要な手続きについて、わかりやすく簡潔に伝えてほし い。 |
| 2 | 35 | 支払った分はしっかり貰えるようにしてほしい |
| 2 | 35 | わかりやすい解説付きのお便りなどがほしい |
| 2 | 35 | わかりやすく説明してほしい 将来いくらもらえるか明確にしてほしい |
| 2 | 35 | TVなどできちんと正しい情報を発信してほしい |

| | | |
|---|----|--|
| 2 | 35 | わかりやすく簡潔に説明して欲しい |
| 2 | 35 | 様々な種類の年金について、パンフレットなどで分かりやすく説明してほしいです。 |
| 2 | 35 | 実際自分が将来いくら貰えるか正確な金額を詳しく教えてほしい |
| 2 | 35 | とにかく分かりやすくしてほしい |
| 2 | 35 | 正しい計算方法やねんきん定期便の見方を教えてほしい |
| 2 | 35 | わかりやすい説明 |
| 2 | 36 | わかりやすい基礎知識説明の配布 |
| 2 | 36 | 今払っても将来もらえるかどうかわからないので不安以前は60才からもらえたのに年齢が上がっていている気がする自分が払った分は確実にバックされる仕組みにしてほしい |
| 2 | 36 | 小学校高学年でも理解できるような、挿絵付きで説明されている冊子を、毎年保存版的に（タウンページのような感じで）各世帯に配布してほしい。分からない事がある場合、何処に電話すればよいかやどのサイトを見ればいいかが分かりやすく掲載されていると尚良い。 |
| 2 | 36 | 役場等の人に年金関係の質問をして面倒くさそうに、やる気のない態度で対応するのを本当にやめてほしい。心底、腹が立つので。 |
| 2 | 36 | 年金の支払い金額が以前より多くなっているのに、今の年配よりも受け取る金額を減らさないでほしい |
| 2 | 36 | 受給までの大まかな流れ |
| 2 | 36 | 何が分からないかが分からない状態です |
| 2 | 36 | 分かりやすく丁寧な対応 |
| 2 | 36 | 知らない間に制度が変わったりしているので、なにをどうすればいいのかわからない |
| 2 | 36 | 制度が改正されすぎてよくわからなくなっている。年齢に応じた説明が欲しい。 |
| 2 | 36 | ねんきん定期便を見てもわからないことが多いので、もっとわかりやすいものにしてほしい。自分達が年金受給の対象となったときに本当に年金が受け取れるかわからないと言われているので、年金を確実に受け取れるようにしておいてほしい。 |
| 2 | 36 | 将来年金をもらえなくていいので、今まで収めた掛け金を返してほしい |
| 2 | 36 | 消えた年金はどこにいったんですか？うやむやなまま終わってますけど？結局上の人間だけが得するような制度ならなくしてください。 |
| 2 | 36 | 複雑すぎて把握しきれないと思えない、遠い存在に感じています。公的なサイトで、各個人の計算や仕組み等を簡単にわかりやすく見られるようにしてほしいです。 |
| 2 | 36 | 少子高齢化で私達の年代は支払った分、損をされると言われている。私達は本当に安心して暮らせる年金を貰えるのか、貰えたとしても子供たち |

| | | |
|---|----|---|
| | | 世代に苦痛を与えることにならないのか、いろいろなことを分かりやすく くだらした説明ではなくイエスノーで答えてほしい |
| 2 | 37 | きちんと支払ってもらえるような仕組みを作ってほしい |
| 2 | 37 | 義務教育の中に盛り込む |
| 2 | 37 | 年金額をもっとわかりやすく提示してほしい。 |
| 2 | 37 | 小難しい制度にしないで分かりやすい制度にして説明も簡潔にして。 |
| 2 | 37 | 今、この世の中の状況からして、年金給付金がもらえないと思う。デメリ ットしか見えない。説明されても、説得力がない。 |
| 2 | 37 | もっと簡単なシステムにして欲しい。 |
| 2 | 37 | 簡潔明瞭な冊子を配布してほしい |
| 2 | 37 | わかりやすい説明が載ったサイトなどが欲しい |
| 2 | 37 | そもそも仕組みが複雑に感じる。 |
| 2 | 37 | 簡単に知識を身につけるサイトや冊子の充実 |
| 2 | 37 | どの年代にもわかりやすく情報を開示すること |
| 2 | 37 | 自分たちがいざ年金をもらえる歳になったときほんとにもらえるのか。 またどれくらいもらえるのか。 |
| 2 | 37 | 保険料の納付額と将来の年金額がどのくらい増える額について年額か月 額なのか分かりづらいので詳細にわかるようにしてほしい |
| 2 | 37 | 制度を単純化する |
| 2 | 37 | 若いうちから納付者にたいしてしっかりと仕組みについて説明していく |
| 2 | 37 | IDeco でどの位経費削減できたのか |
| 2 | 37 | 若い人にも今後年金がある程度もらえるような取組をしてほしい！ |
| 2 | 38 | 年金手帳の再交付 |
| 2 | 38 | 学校で習う必須の科目としてほしい |
| 2 | 38 | もっと分かりやすくしてほしい |
| 2 | 38 | 義務教育の中に組み込む |
| 2 | 38 | 年金金額を増やして欲しい |
| 2 | 38 | 簡単にわかりやすく、そして短い文章で書類が欲しい |
| 2 | 38 | 真実を正しく分かりやすく教えてほしい |
| 2 | 38 | 消える年金が無いようにしていただきたい。 |
| 2 | 38 | 分かりやすく説明して欲しい |
| 2 | 38 | 年金制度についての冊子を配布して欲しい |
| 2 | 38 | ねんきん定期便に、もっとわかりやすく書いて欲しい |
| 2 | 38 | 保障 |
| 2 | 38 | もう少しわかりやすくしてほしい。 |
| 2 | 38 | 現在のねんきん定期便の内容をさらに充実させたような、ひとりひとりの 加入状況に応じて必要な知識や手続の情報を確認できるブックレッ ト・メールマガジン・特設サイトなどの案内 |

| | | |
|---|----|--|
| 2 | 38 | わかりやすく端的に シンプルイズベストな説明 をしてほしい。相対的にわかりにくい説明文が多い |
| 2 | 38 | わかりやすい制度に |
| 2 | 39 | 将来の給付額を簡単に見積できるシステム |
| 2 | 39 | 改正が多過ぎる。 混乱するような言いまわしや言葉使いの文章が多くて分からない。 |
| 2 | 39 | 年金制度について辞書のようにまとめた手帳 があれば、こういうときはと疑問を持った時に調べることができるのではないかと思う。 |
| 2 | 39 | 年金定期便で毎年、貰える金額を分かりやすく提示して欲しい |
| 2 | 39 | 将来確実に年金はじゅきゅうされるのか、払った分は確実に戻るのか |
| 2 | 39 | 一覧表にする |
| 2 | 39 | 中卒でも理解できる簡潔な文章の公表 |
| 2 | 39 | とにかく難しい言葉を使わずに、 チャート方式？ (矢印で、「はい」か「いいえ」を選択して進むやつ)等の分かりやすい方法で、自分に当てはまる情報を正しく教えてほしい。 |
| 2 | 39 | 払っているわりに貰えないことが明らかなので、正しく学ぶ気になりません。制度そのものが現役世代には全く魅力がなく、高校生の子供にも年金を当てにせず 預貯金と投資運用を学ぶよう 教えています。年金制度そのものを見直さない限り、理解しようと思えません。 |
| 2 | 39 | 制度が難しく、 もっと分かりやすく してほしい。 |
| 2 | 39 | 事務作業をしている人の声 |
| 2 | 39 | ちゃんと将来のことも考えて欲しい |
| 2 | 39 | 義務教育期間内に授業があれば良い。支払う年齢になると座学を開いて欲しい。 |
| 2 | 39 | 全ての内容について 誰にでも分かるように するべき。 |
| 2 | 39 | 年金の仕組みを分かりやすくする |
| 2 | 39 | 年金制度の仕組みを 分かりやすく、解説したものを配る 。 支払う年齢に達する頃に、学生にも授業で扱うべき。 |
| 2 | 39 | 年金もらえる額を半年に一度郵送してもらいたい |
| 2 | 40 | 絶対年金は無くさないで欲しい |
| 2 | 40 | 物価上昇率等との関係性 |
| 2 | 40 | わかりやすく、簡潔に |
| 2 | 40 | 401k や預貯金・金融商品のように自分で積立額も期間も受給時期も決められるようになると、面白いので興味を持てると思う。 |
| 2 | 40 | 分かりやすさ 詳細 |
| 2 | 40 | ねんきん定期便の内容がわかりづらく理解できない |
| 2 | 40 | 疑問に思ったことがすぐ調べられるサイト があるといいと思います |
| 2 | 40 | 60歳からの支給開始か支給額の増額、又は今まで払ってきた年金額を 全額返金 して欲しい。 |

| | | |
|---|----|--|
| 2 | 40 | とても複雑でわかりにくい制度だと思います。わざとわかりにくくしているのかな？と思うくらい。経済スライドなど、結局は国の年金よりもiDeCoなど自分で自分のために積立つるように、促したらよいと思う |
| 2 | 40 | 確実に支給される保証があればいいのですが... |
| 2 | 40 | 年二回、知らせてほしいです。 |
| 2 | 40 | 分かりやすく教えてくれるサイト、場所が欲しい。 |
| 2 | 40 | 教育。確定申告とかも。セットで。クレジットカードのリボとかも。 |
| 2 | 40 | 冊子ください |
| 2 | 40 | 若い頃(20歳くらいのとき)、将来年金なんて貰えないんだから払わないと言っている大人(当時37歳くらい)がいて本当に払っていないみたいだったが、20年たった今どうしているんだろうと気になる。払わないとどうなるのか、その人が貯金もなく仕事もなかったらどうなるのか？結局生活保護とかで税金が使われるのか。払っている人が損をして払っていない人が特をすることはしないのか。専門家の人がわかりやすく、YouTubeなどの動画サイトでアニメも使いながら話してくれて、年金定期便にQRコードを載せておいてくれると見てみたいと思う。 |
| 2 | 40 | 税金の一部だと思っているが将来きちんと支給されるのか不安なのでその点のみを知りたい |
| 2 | 40 | 説明文など、母国語であるはずなのにすんなりと頭に入ってこない。難しい。もっと噛み砕いてバカにもわかるように描いて欲しい。 |
| 2 | 41 | 老後の生活に年金がいくら必要なのか、その為に定年前までいくら稼いで、いくら年金を納めておかないといけないのかが不明瞭。ただ闇雲に沢山働いて、貯蓄や年金納付、投資をする、というモチベーションは持てない。都市と地方では違うし、ライフスタイルも十人十色なので、2000万円問題は現実的だとは感じにくい、目標となる目安が知りたい。前向きな年金納付に繋がるように、労働意欲が自然に上がるような政策が必要。 |
| 2 | 41 | もっと詳しく知りたい |
| 2 | 41 | 専門用語は少なめに、小学生でもわかるように説明してほしい。 |
| 2 | 41 | 年金の仕組み納めることで将来いくら支給されるのか |
| 2 | 41 | 年金について年代別にわかっておくと良いことを、ねんきん定期便で併せてお知らせしてくれると嬉しいです。 |
| 2 | 41 | 「こーゆー人はこう」という例えではなく「あなたはこれ」という風に私だけの説明をして欲しい。 |
| 2 | 41 | テレビで年金についての番組を放送してほしい。 |
| 2 | 41 | 様々なパターンがあると思うが、自分でできる簡単な計算式があれば各自で確認できる。また変更点については、専門用語などがわかりにくいこともあるため、日常的に使う話し言葉で説明してもらえると理解しやすいかと思う。 |

| | | |
|---|----|---|
| 2 | 41 | 無料セミナーの開催等 |
| 2 | 41 | わかりやすい言葉での説明。 |
| 2 | 41 | わかりやすい説明書を配布すべき |
| 2 | 41 | 講座よく行うこと内容をやさしくすることで |
| 2 | 41 | 高齢化社会になっても、受給されるのか |
| 2 | 41 | 基本的な年金公的教育を施す必要がある |
| 2 | 41 | 将来の安心感 |
| 2 | 41 | わかりやすいサイトへの誘導 |
| 2 | 42 | 説明を分かりやすく、ネット等でも見られるようにして欲しい。ホームページ自体が分かりにくい。 |
| 2 | 42 | 学校で積極的に授業に取り入れてほしい。私にとっては年金の内容が複雑で、理解しようとしても、途中で面倒になってしまう。面白おかしく分かりやすい授業などテレビで定期的に放送されれば見ると思う。みんな興味がないのではなく、仕組みを理解するためには労力を使わなければならないので、理解したくないと思っているんだと思う。 |
| 2 | 42 | 透明性 |
| 2 | 42 | こちらが貰う立場だと、役所関係は申請をされないとほっておくというのが困る。知らないことを申請しようがないから、住基ネットとか活用して、その人個人に知らせてあげるくらいじゃないと払えばなしになる情報難民がけっこういるんじゃないかと思う。なので、配るものがあるなら役所関係からお知らせしていくべき。 |
| 2 | 42 | 定期便に記載されていても毎月もらえる額がわからず老後生活していけるか分からない |
| 2 | 42 | 年金額の簡易検索 |
| 2 | 42 | 改正平等政治家のみに都合の良い世の中 |
| 2 | 42 | 給与明細に将来の年金額を記載 |
| 2 | 42 | 特になし。年金に期待していない。 |
| 2 | 42 | 若者が損をする仕組みを何とかしてほしい |
| 2 | 42 | 仕組みを詳しく図解してほしい |
| 2 | 42 | 理解したところで、長期間一定額以上の収入を得て収めるのは自分の世代には厳しい。「後で収められる」とは言っても、歳を取ると就ける仕事も限られるので、リカバリーは無理。年金機構としては妥協してるつもりなのではないでしょうか…。 |
| 2 | 42 | 年金定期便と同時にわかりやすい冊子などを一緒に発送したら良いと思う。 |
| 2 | 42 | ずっと保険料を支払っているから確実に貰えるようにして欲しい。国が無駄に税金を使いまくるから老後が不安である。 |
| 2 | 42 | 若い世代はちゃんともらえるのか |
| 2 | 42 | 年金について詳しく書かれている冊子など配ってほしい。 |

| | | |
|---|----|--|
| 2 | 42 | 勤務先でセミナーを開いてほしい。あとは、リーフレット等を、病院等、若い人が自然に足を運ぶ場所に置いてほしい。 |
| 2 | 43 | 年金額を知りたいです。 |
| 2 | 43 | もっとわかりやすく、簡単にしてほしい |
| 2 | 43 | 情報開示を分かりやすく正確にしてほしい。変更点があれば、変更前と変更後の内容について説明してほしい。ケースバイケースで、Q&A など、よくある質問を分かりやすくまとめて掲示してほしい。それに当てはまらないような複雑なケースについては電話で質問できるような仕組みが欲しい。 |
| 2 | 43 | 年金定期便をもっと見やすくしてほしい。図やイラストを多様化するなど。 |
| 2 | 43 | シミュレーションができるシステムにアクセスしたい。 |
| 2 | 43 | 支払いについてばかりではなく、この手続きをしたら受け取れる物がある…などメリットになる情報の連絡もほしい。ネットで、〇〇な方は〇〇な手続きをしなくちゃ損！など見かけますが、自分や、家族などがそれらに該当するのか良くわかりません。なので、そういった情報のお知らせが可能なのかわかりませんが、貰えるはずの年金や給付金など、手続きしないだけで貰えない、損するなど意味がわかりません。これらに該当する方は…ではなく、あなたはこれらに該当するので手続きを…の明確なお知らせがほしいです。 |
| 2 | 43 | 確実な支給 |
| 2 | 43 | 正確に行う |
| 2 | 43 | 従来のメディアだけではなく SNS や YouTube などわかりやすい広告を出してほしい。 |
| 2 | 43 | 年金として集めたカネを運用するのはやめてほしい。必ず目減りする。運用がうまくいくわけない。なぜ黙っておいておけないのか。目減りした場合は、運用者の年金を取り上げたらいいと思う。 |
| 2 | 43 | 納めた額はきちんと手元に戻るのが普通だと思う。今は減額だの納める額の増加だの損をしているとしか考えられない感じがする。それを納税の義務として強制するのは如何なものか！自分で貯金し続ける方がよっぽど良いと思います。 |
| 2 | 43 | ねんきん定期便に書かれている過去の履歴より、自分が何歳にいくらもらえるという一覧で提示してもらったほうがわかりやすい。 |
| 2 | 43 | ねんきん定期便をもっとわかりやすくしてほしい |
| 2 | 43 | 若いために払った分はもらえないと思っている。そうではないことを政治家がテレビじゃなく若者の情報ツールを使って発信することが必要だと思う。歩み寄らないのはダメだと思うから |
| 2 | 43 | 年金手帳を配布する際に詳しくわかりやすい資料も一緒にして配る |
| 2 | 44 | わかりやすい単語・語彙で完結に説明してほしい |

| | | |
|---|----|--|
| 2 | 44 | 将来年金制度破綻する可能性あるかもしれない？ |
| 2 | 44 | 過去に戻って制度の立て直ししなきゃもう無理じゃね？ |
| 2 | 44 | 学生時代(单身)の未納を収める術がないのは、おかしいと思う。今なら払えるのに。それとも払う術があるのか？だとしたらねんきん定期便でお知らせしてほしい。 |
| 2 | 44 | 年金に関する基本的情報を年金定期便にも載せてほしい |
| 2 | 44 | 自分が単身で、20歳から納めているうちは単純だったと思う。転職したり、結婚したり、環境が変わりやすい女性には、複雑なのではないかなと思う。そういうことが学べる機会が学生の時に少しでも有ればいいのにはと思う。 |
| 2 | 44 | 年金受け取りの金額を挙げてほしい |
| 2 | 44 | 30~50年後の支給財源の明確化。本当に可能かどうかを試算して公開してほしい。とても実現できるとは思えないのに、納付している自分がいるので。 |
| 2 | 44 | キンキンについての無料の説明会をしてほしい |
| 2 | 44 | 無駄遣いをしないでほしい。 |
| 2 | 44 | わかりやすくしてほしい |
| 2 | 44 | テレビの年金についての番組を作って欲しい |
| 2 | 44 | しっかりもらえる |
| 2 | 44 | ●×▲×■のけいさんでかんたんにさんしゅつできるようにしてほしい。(●は、年齢・所得などで5から10項目の「一覧表あり」) |
| 2 | 44 | 学生から就職、結婚と生活がかわるごとに年金の額や条件もかわってくるので、そのたびに分からなくなります。友人に聞いても、その人によって違うのでなんとなくは知っていますが、きちんとした知識はつきません。個人個人に合わせた説明文を、漫画などでわかりやすく表記してくれたら理解しやすく記憶にも残りやすく感じます。 |
| 2 | 44 | シンプルに分かるサイトがあればいい。マイナンバーと紐づけて、他の情報も全てそこで見れるようになればいい。この情報はここ、あの情報はここと散らばっていたら、分かりにくく複雑になる。 |
| 2 | 44 | 自分や配偶者が何歳になったら、それぞれ月いくらもらえるのか知りたい。 |
| 2 | 44 | 分かりやすく説明してほしい |
| 2 | 44 | あくまでも人からお預かりしたお金と認識して、もっとうまく運用してほしいです。 |
| 2 | 44 | 情報が色々あったり改正されたり全くわからない。 |
| 2 | 45 | 郵送で定期的に教えて欲しい |
| 2 | 45 | 納めていてももらえないと思います |
| 2 | 45 | 将来確実に年金がもらえる保証が必要。 |
| 2 | 45 | 国民年金と厚生年金を分けて考える時の総給付額がややこしい。 |

| | | |
|---|----|---|
| 2 | 45 | 年金の仕組み図解と、チャート式の受給額確認サイト |
| 2 | 45 | 月々いくらもらえるか |
| 2 | 45 | 難しくしないで、簡潔にしてほしい |
| 2 | 45 | 将来もらえるかわからないので、興味が薄れる為、確実にしてほしい。 |
| 2 | 45 | 国民の義務としてこれからも支払いを続けます。このままだと金額が減少するのは理解しているが破綻することだけは阻止してほしいです。 |
| 2 | 45 | 必要になって本人が動いて初めて知る事が多いので様々なケースによる違いなど分かりやすい冊子など役所主体で発信してほしい |
| 2 | 45 | わたしたちが払った年金を投資運用に利用するのはやめてほしい |
| 2 | 45 | 全国民がきちんと納めるためにも学校教育で学ばせて欲しいです。 |
| 2 | 45 | 増額 |
| 2 | 45 | 年金を勉強する機会を義務教育で与えて欲しいです。 |
| 2 | 45 | もう少しわかりやすく説明がほしい |
| 2 | 45 | わかりやすく みつけやすい(探しやすい)年金情報を 提供してほしい |
| 2 | 45 | 簡潔に説明してくれる |
| 2 | 46 | 制度的にシンプルで分かりやすいものいいが、高齢化などの問題で日々制度が変わりつつあるので、もっとニュースなどで具体的に取り上げてほしい。 |
| 2 | 46 | 年金の将来的な見通しを正確にかつ正直に公表してほしい。将来的に支給額がどの程度まで減額されるのか、制度の破綻の可能性は無いのか(1万円でも支給すれば破綻してないなどという詭弁ではなく、現実的に生活できるレベルが維持できるかという観点で)。 |
| 2 | 46 | わかりやすい制度の策定と間違いのない制度の運営 |
| 2 | 46 | もっと簡単な言葉でわかりやすい絵などで説明があるほうがまだ理解しやすいと思う |
| 2 | 46 | 分かりやすくしてほしい |
| 2 | 46 | とにかく簡潔で分かりやすい説明がほしい。 |
| 2 | 46 | 正しい知識をしりたいので、講習会などネットでもわかりやすく説明してほしい。学校で教えるべき |
| 2 | 46 | 将来的なことが不安過ぎ |
| 2 | 46 | 毎月しっかり年金を納付しているのだから、将来年金を貰う時には、それなりの年金額を保証できるような制度を決めてほしいです。 |
| 2 | 46 | 世代別、扶養家族なのか世帯主なのか、家族構成など個別に年金の知識をアップデートするセミナー的なのがあれば参加したい。一般論をいわれてもそのときどきで自分のステータスが変わるのでわからなくなる |
| 2 | 46 | 年金の受給資格を満たしているのかそうでない場合どうすればよいのかまた例題としていろいろなケースをあげてわかりやすく解説が欲しい |
| 2 | 46 | 只今、家事手伝いなので、結婚相手によると思っている。 |

| | | |
|---|----|---|
| 2 | 47 | 年金に絡んだ話がどうしても悪いイメージや信頼が置けないことが多いので、もっとしつこいくらいにイメージアップをするしかない。 |
| 2 | 47 | わかりやすく書かれているガイドブックなどが欲しいです |
| 2 | 47 | 既にあるかもしれないがオンラインでのやり取りはあった方が良い |
| 2 | 47 | これまで通り年金定期便を送付してもらえれば良いと思う |
| 2 | 47 | 年代別の給付額の開示 |
| 2 | 47 | 年金制度を見直してほしい |
| 2 | 47 | 分かりやすくたくさんの人に広く伝えるようにしてもらえたらみんな理解できる |
| 2 | 47 | 祖母が亡くなって数年してから、本人に未支給の年金が600万以上遺族に還ってきた。そんな訳で、公的機関は一体何をしているのだろうと不信感しかなかった。祖母本人がそのお金を月々少しずつでももらうことができ、使うことが出来たら、本人ももう少し違う生活ができたのではないかと思う。 |
| 2 | 47 | 今現在、払い続けていますが将来的に財政が破綻して給付されない事態になりそうなのが不安でしかない。 |
| 2 | 47 | 将来もらえる額を正確にわかりやすい方法で伝える |
| 2 | 47 | 誰でも簡単にわかるようにして、度々変更等しないようにしてほしい。 |
| 2 | 47 | 自分が年金を受給出来る時期、本当に支給されるのか不安。 |
| 2 | 47 | シミュレーション形式で、自分の年齢や給料、家族の情報などを入力していき、自分に当てはまる情報がピンポイントで出るようになっているといいと思う。資料があっても、自分に当てはまるのかどうかわからず、内容も難しい言葉で書かれてあって読む気になれない。自分に直結する内容なら、多少頑張って勉強したいと思う。 |
| 2 | 47 | 派遣自由化で年金も… |
| 2 | 47 | ATMの残高確認のように、役所等に機械を置いてもらって簡単に確認できるようにしてほしい。 |
| 2 | 47 | 自分の将来の年金額を簡単に知りたい |
| 2 | 47 | 実家から離れて暮らしているのに、年金定期便が毎年届いているのかも分からない。どうなっているのか分かるような仕組みを考えてほしい |
| 2 | 47 | いくらもらえるのか知りたいです。 |
| 2 | 47 | ほとんど未知なので、簡単にわかりやすく教えていただきたい。 |
| 2 | 48 | 受給条件など学校で教えて欲しい |
| 2 | 48 | そもそも年金がきちんと管理されているのか？疑問です。 |
| 2 | 48 | せっかくマイナンバーがあるので紐付けしてほしい |
| 2 | 48 | わかりやすく |
| 2 | 48 | 年金支給の基礎知識を教えて欲しい |
| 2 | 48 | 年金基礎ナンバーがわかるように定期便に記入しておいてほしい。 |

| | | |
|---|----|--|
| 2 | 48 | 政府の国民に対してわかりやすく、配信して欲しい。 |
| 2 | 48 | 年金定期便いらないから、それにかかる費用を年金として貰える方がいい |
| 2 | 48 | 一般論はどうでもいいので、自分がどうなのかを調べて、教えて欲しい。複雑すぎてわからない。 |
| 2 | 48 | テレビコマーシャルで、正しい情報を小出しにPRする |
| 2 | 48 | 年金をもらえるのに、手続きが簡単なのが希望。 |
| 2 | 48 | もっと金額等をわかりやすく提示してほしい。 |
| 2 | 48 | とにかく、分かりづらい |
| 2 | 48 | 正確な受給額が知りたい |
| 2 | 48 | 速やかに財源確保の方式を変えるべき |
| 2 | 48 | 頭の良い人の利権を守るために、難読な文章表現や難解な計算方法で、一般の庶民を困惑させたり、複雑さから手続きを諦めさせたりする手法をやめて、単純明快に誰にでもわかる仕組みと説明をして頂けるとありがたいです。 |
| 2 | 48 | 分かりやすくしてほしい相談のハードルが高い |
| 2 | 48 | 少ない年金の人に対して受けることができる別の制度の紹介をして欲しい。 |
| 2 | 48 | もっと、短くわかりやすく説明する文章にして欲しい。長々とかいてあったり、分かりにくくわざと分かりづらくしてるのではないか、と思う位全てが分かりづらい。 |
| 2 | 48 | どのくらいお得な制度なのか |
| 2 | 48 | とにかく値上げしないでほしい |
| 2 | 48 | 年金定期便を毎年届けてほしい |
| 2 | 49 | 会社で説明を受けたい |
| 2 | 49 | きちんともらえるか |
| 2 | 49 | ライン等で分からない事柄があればチャットで対応してくれる。 |
| 2 | 49 | 難しすぎるのでアニメなどにしてわかりやすく解説してもらいたい |
| 2 | 49 | わかりやすく、掲示してほしい |
| 2 | 49 | いつまで払えばいつからいくら貰えるか、というのを年金定期便に載せて欲しい |
| 2 | 49 | 年金定期便をもっとわかりやすく、見やすいようにしてもらいたい。 |
| 2 | 49 | 年齢があがるにつれ、得をするまでいかなくても損をしない年金受給方式がしりたい。 |
| 2 | 49 | わかりやすく仕組みを知りたい。 |
| 2 | 49 | 年金支給要件が細かすぎるので、わかりやすいものになってほしい。 |
| 2 | 49 | 年金について考える事もないのでテレビや定期便などで忘れないように知らせて欲しい。 |
| 2 | 49 | 自分がもらえる年金額の計算シミュレーターがあるといい |

| | | |
|---|----|--|
| 2 | 49 | よりわかりやすい告知 |
| 2 | 49 | 難しい用語やなどが多く、長々と書いてある関係文ばかりで読んでもよくわからない。誰でも理解できるように(子供でも)書いてほしい。わざとわからないように書いてるの?って思う |
| 2 | 50 | 年一回のお知らせは型式を統一して欲しい。 |
| 2 | 50 | 年金定期便で、自分がいくら給付できるのかはわかりますが、どのタイミングで申請ができるのかがわからないので、記載やお知らせがあると良いと思います。 |
| 2 | 50 | 分かりやすく開示 |
| 2 | 50 | 公平でわかりやすい制度希望 |
| 2 | 50 | わかりやすい説明 |
| 2 | 50 | 分かりやすい例などを漫画などで簡単に説明してくれるとわかりやすい |
| 2 | 50 | ネット上にホームページなどを設置する |
| 2 | 50 | 散々いい思いしたんだから、関係者は全員無給無休で働け |
| 2 | 50 | 将来、具体的な金額を知りたい。年金事務所に気軽に行かれる環境があったり、ホームページに分かりやすい説明があると嬉しい |
| 2 | 50 | 平等 |
| 2 | 50 | 老後は年金で暮らせるくらいの金額が欲しい。持ち家でも賃貸でも年金だけでは生活できない。 |
| 2 | 50 | 情報、手続きをわかりやすくして欲しい。 |
| 2 | 50 | 厚生年金の運用に失敗した損失分(グリーンピアなどの箱物)の責任をきちんととってほしい。素人目からでもあまりに杜撰な管理に問題があると思う。 |
| 2 | 50 | 年金説明が分かりにくいだけではなく、窓口等で聞く機会があっても職員の対応が悪過ぎます。分からないから教えて欲しいのに、機械的、面倒くさい態度で対応します。その様な態度を取る人は怠惰で、ただ居るだけ「人在」だと思えます。 |
| 2 | 51 | 定期便で大丈夫な感じです |
| 2 | 51 | 年金や健康保険の仕組みについて、もっと詳しく義務教育で学べるようにして欲しい。金融のことも含めて。 |
| 2 | 51 | 難しいと思うが、一人一人に向き合う形で、はがきなどでのお知らせではなく、丁寧に説明してほしい。いつも思うが政府の行っていることは、手続きや説明を難しくわかりにくくしておいて、きちんとした広報活動や説明がないがしろにされている感じがする。 |
| 2 | 51 | 学校の授業でもっとわかりやすく伝える。 |
| 2 | 51 | もっと分かりやすく見やすい様にしてほしい |
| 2 | 51 | 難しい言葉を使わず、分かりやすい言葉で説明して欲しい。 |
| 2 | 51 | 受給年齢あげないでほしい |

| | | |
|---|----|---|
| 2 | 51 | 誰にでもわかるような、冊子の作成。ネットだと探しきれず途中でやめてしまったりするので、初歩的なことから全て記載して欲しい。何もわかっていないと質問もできないので。 |
| 2 | 51 | 分かりやすい説明。徴収する場合はすぐに連絡がくるが支給となると請求しないともらえないのがおかしい |
| 2 | 51 | 計算方法は難しいと思いますので、もっと簡単な計算方法はないんでしょうか？国保の保険料もすごくわかりにくいですし。細かい数字リストを出してもらったら、もう少しわかりやすいかもしれません。 |
| 2 | 51 | 年金関係者であっても最初は年金に関して初心者の方が多かったはずで、自分が年金に関しての理解を勧めた手順で、簡単簡潔に難しいとされている年金について説明をしていただきたいです。 |
| 2 | 51 | わからない |
| 2 | 51 | むずかしい言葉を使わないでほしい。また、年金を受給できる年齢になったり、権利が発生したときに、そちらからアクションが欲しい |
| 2 | 51 | 年金の額がしりたい |
| 2 | 51 | 仕事に就いてない期間が何度かあり、しかもなかなか仕事が決まらなくて納付期間が短く次々に追い立てられるように請求が来るのですが、仕事を探しても中々余裕がなくて、納付が追い付きません。もう少し猶予期限を延ばして欲しい。 |
| 2 | 51 | 公立学校のカリキュラムに金融教育を |
| 2 | 51 | 専門的な言葉ではなく、わかりやすく説明してほしい。 |
| 2 | 51 | いくら必要か |
| 2 | 52 | ある程度の年齢になったらセミナーを開催するとかして欲しい |
| 2 | 52 | 年代別に理解を深める為のセミナーをして欲しい |
| 2 | 52 | 分かりやすい制度 |
| 2 | 52 | 減額されないこと |
| 2 | 52 | 学生のうちに学ぶ機会を作る |
| 2 | 52 | 半年に1回程度払っている年金額ともらえる年金額など記載しておくてほしい |
| 2 | 52 | 定期便の回数を増やす |
| 2 | 52 | もらえる年齢、金額がコロコロ変わらないこと。 |
| 2 | 52 | 分かりやすくして欲しい。 |
| 2 | 52 | 理解を進める、というよりも、果たして自分はちゃんと年金を受けとることができるのか、という不安を抱いている人が大半だと思う。年金制度への信頼そのものが揺らいでいる。この先数十年にわたって安定的な運用を維持し続けるための財政基盤について正確な説明を求めたい。 |
| 2 | 52 | わかりやすくネットに載せてほしい |
| 2 | 52 | 年金関係者は老人に対してわかりやすく丁寧に説明しているのだろうが、あまり理解している人が少ない様に思う。 |

| | | |
|---|----|---|
| 2 | 52 | わかりやすい要点を知りたい |
| 2 | 52 | 会社や役所での定期的なセミナーや勉強会 |
| 2 | 52 | 納めた分はしっかりと、支給される事。 |
| 2 | 52 | 政府からの年金制度の仕組みが変更されるたびに、年金への期待も無くなり、パートで働いたとしても、政府がパートが介護保険を老後にうけられるようになるように、年収枠を下げたと思います。でも、結局、少子化に加速が止まらず、またコロナワクチンを若年層に加速させようとしている中なので、もし副反応や死亡が増えれば日本ももうお終いだと思っています。パートで働いても生まれてくる子供が少ないので、アンバランスのために日本は崩壊と外国人に頼って生活をしなければいけなくなり、日本人が日本の国を守れなくなるとしています。ウイグル人のように日本人も奴隷になり働かされて日本はお終いです。今の政府は、日本を守るための存在ではありません。逆に不景気でも、生活に困らない政治家への陰での政治とカネの優遇を受けているのでしょ、政治家以外の国民は働きアリの存在。（電通は別） |
| 2 | 52 | 年金を受給する年に近づいたら、2年単位の受取金額を家庭世帯「配偶者収入、年の差」を算出して郵送して欲しい。 |
| 2 | 52 | まずは現時点での基本原則を解説するページをWEB上に作成し、その年代ごとの改定についても個々に説明するページも設けてもらいたい。 |
| 2 | 53 | バカにもわかるように平易な言葉で簡潔にわかるようにしてほしい。 |
| 2 | 53 | 人を見下すのをやめてほしい |
| 2 | 53 | 個別で詳細な金額など知れたらもっと理解が深まると思う |
| 2 | 53 | 間違いなく迅速に進めてほしい |
| 2 | 53 | 昔の未払い分の年金を、何故今払えないのか？ |
| 2 | 53 | 受け取る年齢になった時に 金額が かなり減っているのではないか心配 |
| 2 | 53 | 気軽に相談できる窓口 |
| 2 | 53 | とにかく分かりやすくして欲しいし、キチンと支払ってほしい政府の年金運用失敗という言葉を聞くが、キチンと責任を取ってほしいし、将来の年金受給額を減額などというように失敗を押し付けないでほしい。 |
| 2 | 53 | 確実性 |
| 2 | 53 | 何を望んだら良いのかわからないくらい理解していない。 |
| 2 | 53 | 将来満額受給できるのか、物価の上昇に耐えられるのか、わかりやすい情報の提供。 |
| 2 | 53 | 私たちの生活に身近なテレビ番組(例えば情報番組、夕方のニュースなど)でコーナーを設けてもらえるといいですね。一時的なものではなく。一日10分とかで繰り返しお伝えして貰えれば、理解は深まると思います。 |
| 2 | 53 | 母子家庭で高校生の子供が2人います。成長期で食費も進学校のため、教育費、部活動費用などかなりかかりますが、将来のお金の不安から、 |

| | | |
|---|----|--|
| | | 朝夕夜と働き家事育児もこなしていたところ、5年前に全般性不安障害という心の病気になり毎日服薬しているため、副作用で時短で働くのも精一杯で非課税です。国民年金は5年前から支払いできなく家庭状況から全面免除に、現在なっていますが何歳までに支払いできなかった分を支払えば65歳に全額年金給付できますか？ |
| 2 | 53 | いつ、どうやって、いくら支給されるかを、簡単かつ明確に分かる手立てが欲しい |
| 2 | 53 | ちゃんともらえること |
| 2 | 54 | 自分の境遇にあったアドバイス |
| 2 | 54 | わかりやすいホームページ |
| 2 | 54 | 年金をきちんと払っていない人への働きかけ |
| 2 | 54 | 年金がきちんともらえるか、もっと年金に関しての情報が欲しい。 |
| 2 | 54 | わかりやすく面白く講座(しくじり先生のあっちゃんのような)をYouTubeで無料配信して欲しい。 |
| 2 | 54 | 自分が何歳から、どのくらい年金をもらえるか明確にわかるようにしてほしい。以前主人の会社で年金セミナーを夫婦で受講したが(年齢が離れているので)主人退職後に私自身の年金を支払わなくてはいけない、私の生まれ年では年金受給額が少なくなるなど一度にいろいろ言われて理解ができなかったから。 |
| 2 | 54 | 毎月支給にして欲しい。もらえる額も、もっとわかりやすくしてほしい。 |
| 2 | 54 | 仕組みは理解できるが、受給者がふえ、減額される事に不満はある。 |
| 2 | 54 | もっとわかりやすく万人に周知できるように仕手ほし特でない |
| 2 | 54 | 年金として納めたお金を訳の分からない事に使わないで欲しい。 |
| 2 | 54 | 大損ばかりしている運用はやめて欲しい。無駄遣いはやめて欲しい。利権に群がる国会議員の年金は廃止して欲しい。 |
| 2 | 54 | マイナンバーカードとリンクして簡単に請求できるようにしてほしい。 |
| 2 | 54 | 定期便の継続 |
| 2 | 55 | 年金定期便をより詳しく書いてほしい |
| 2 | 55 | 年金事務所に直接問い合わせしている |
| 2 | 55 | わかりやすい仕組み説明 |
| 2 | 55 | 国民年金でも最低13万にしてほしい |
| 2 | 55 | 以前あったように採算の取れない保養所などに多額の投資をして、大切な年金を浪費することはやめてほしい。 |
| 2 | 55 | 徴収は給与から容赦なく行うのだから、支払う時ももらえるものは聞かなくても教えてほしい |
| 2 | 55 | 着実な管理と運用 |

| | | |
|---|----|---|
| 2 | 55 | ねんきん定期便が届いているが年齢的にいざ対象になっても役所は必要な書類の提出などのことを教えてくれないそうだ。知らない人がバカを見る。そんなことのないように教えてほしいです。 |
| 2 | 55 | 分からない事が多過ぎるからかけない |
| 2 | 55 | 終わっているということ |
| 2 | 55 | 将来の在職可能見積り額ではなく現在の就業日数ではいくらもらえるのか、をはっきり明記してほしい |
| 2 | 55 | できる限り年金を支払うこと |
| 2 | 55 | 始めた当時の過ちを、私たちの需給に、背負わずのは止めて欲しい |
| 2 | 56 | きちんとした年金の受給額を知りたい |
| 2 | 56 | マニュアルの配布 |
| 2 | 56 | 分かりやすいグラフ |
| 2 | 56 | 分かりやすく |
| 2 | 56 | 離婚分割でいくらもらえるかを知りたい |
| 2 | 56 | わかりやすい年金の説明 |
| 2 | 56 | 単純にいくらもらえるか |
| 2 | 56 | わかりやすい制度にすること |
| 2 | 56 | いつでも電話相談出来ること |
| 2 | 57 | 簡単に理解できるようにしたい |
| 2 | 57 | 聞いても理解しにくい |
| 2 | 57 | 少子高齢化において、将来年金の財源をどのように考えているのか、財源の確保が難しく年金だけの生活が現実的でない場合、ほかにどのような手段を講じればよいのか。 |
| 2 | 57 | もっと分かりやすく説明して欲しい |
| 2 | 57 | 知りたい事を調べられるサイトを、分かりやすく作ってほしい。 |
| 2 | 57 | もっと分かりやすく説明して欲しい。使われている言葉も聞き慣れないので分かりにくい。計算が苦手な人には理解しづらい。 |
| 2 | 57 | 申請制度ではなく給付制度に変えてほしい |
| 2 | 57 | 年金を少しでも多くもらえるには、年齢知りたい |
| 2 | 57 | とにかく不正をなくしてほしい。 |
| 2 | 57 | ねんきん定期便は、本人に該当する年金について図解でわかりやすい解説が毎回あると助かる。 |
| 2 | 57 | 何歳になったら、いくら受給できるのかを個々に明確にしてほしい。 |
| 2 | 57 | 知りたい情報を個々に詳しく正確に簡単に教えてもらいたい |
| 2 | 57 | 自分はいくら貰えるのか、年齢よっての違い、何歳で早期に受け取った場合チャラになってそこから抜かされるのか。 |
| 2 | 57 | これから年金を支払ってもら、中学生・高校生、60代～70代の人達を無作為に選んで、制度が書かれた資料を読んでもらい90%の理解をでき |

| | | |
|---|----|--|
| | | たものを公表する。コールセンターなどにお金を使うのではなく、 わかりやすい文章で徹底したものを作り、どの年代の人にも理解を求める。 |
| 2 | 58 | 年金に疎い素人にも、簡易的簡潔に説明された文章又メディア放送してほしい。 |
| 2 | 58 | 今後伸びると予想される支給年齢開始が決定される議論の透明性 |
| 2 | 58 | 受給年齢と手取り額や遺族年金等が具体的に解る表が欲しい |
| 2 | 58 | もっとだれも見られるテレビ番組などで詳しく解説してくれるとありがたいです。 |
| 2 | 58 | わかりやすい解説 |
| 2 | 58 | 年金事務所もいつも多くなかなか相談にいきにくいので、改善してほしい |
| 2 | 58 | どんな手続きが必要か、いつがタイミングか、プッシュ方式でお知らせしてほしい。 |
| 2 | 58 | わかりやすい解説書。あるいは動画 |
| 2 | 58 | 正確な年金受け取り額を常に教えて欲しい。 |
| 2 | 59 | 年金額が少なすぎるので、もっと多くしてください。 |
| 2 | 59 | 支給間違いが多く、請求しないともらえないというのは、問題だ。 |
| 2 | 59 | 誰もが理解しやすい説明 |
| 2 | 59 | 簡単にわかりやすい受け取れる年金の計算方法 |
| 2 | 59 | 年金で生活ができないであろうとなやむ |
| 2 | 59 | 受け取り開始時の手続き方法 |
| 2 | 59 | 生活が苦しくて支払えないのに、催告状が届くたびに連絡していちいち事情を説明して減免の書類を毎回出し直す |
| 2 | 59 | わかりやすいパンフレットの送付 |